

第2次湧水町総合計画

(平成 28 年度～平成 37 年度)



鹿児島県 湧水町

目 次

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の構成と期間	3
3. 策定の視点	4
(1) 本町の概要	4
(2) 時代潮流	5
(3) まちの特性と課題	7

第2章 基本構想

1. 目的と期間	11
2. まちづくりの基本理念	11
3. まちの将来像	12
4. 将来人口	12
5. まちづくりの基本方針	13
(1) 誰もが元気で暮らせる，人にやさしいまちづくりの推進	13
(2) 地域で育て，地域に学び，地域を生かす教育・文化の振興	13
(3) 地域資源を生かして多くの人交流し，にぎわいのあるまちづくりの推進	14
(4) 住む人に安全で安心，魅力ある都市基盤の整備促進	14
(5) 住んでみたい，住み続けたい生活環境づくりの推進	14
(6) 住民の相互理解と融和，行政との協働によるまちづくりの推進	15
6. 地域核と連携軸	17
(1) 地域核	17
(2) 連携軸	17
7. 地域別の振興方針	19

第3章 基本計画

1. 誰もが元気で暮らせる，人にやさしいまちづくりの推進	21
(1) 保健・医療・福祉の総合的な拠点づくりと健康づくり	21
(2) 安心して暮らせる医療環境づくり	22
(3) 児童福祉の充実	22
(4) 高齢者福祉の充実	24
(5) 障がい者（児）福祉の充実	25
(6) 母子・寡婦・父子福祉及び低所得者福祉の充実	25
(7) 保険・年金等の適正運営	26

2. 地域で育て、地域で学び、地域を生かす教育・文化の振興	28
(1) 幼児教育の推進	28
(2) 小・中学校教育の充実	29
(3) 生涯学習活動の推進	31
(4) 文化活動の推進と文化財等の保存・伝承	33
(5) ふれあい交流の推進	34
(6) 人材育成の推進	35
(7) 基本的人権の尊重	36
3. 地域資源を生かして多くの人交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進	38
(1) 交流とふれあいにつくる新しい農業の振興	38
(2) 地域資源を生かした林業の振興	40
(3) 商工会の組織連携と個性ある顧客サービスの充実による商工業の振興	41
(4) 地域資源を生かし、地域産業との連携を通して人のふれあい豊かな観光の振興	42
(5) 子ども達が地元で定着できる雇用・就業の場の確保	43
4. 住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備推進	45
(1) 住む人にも訪れる人にも魅力ある市街地の整備	45
(2) 災害に強い、安全なまちづくり	45
(3) 安全で安心、利便性の高い道路・交通体系の整備	47
(4) 安全でおいしい水の供給	48
(5) 高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備促進	50
(6) 住民が安心して暮らせる消防・防災対策の充実	50
(7) 消費者保護対策の強化	51
5. 住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進	52
(1) 住む人の夢が広がる住宅・宅地の整備	52
(2) ゆとりある公園・緑地の整備	53
(3) みんなで取り組む環境衛生対策の推進	53
(4) 豊かな自然環境保全	54
(5) 高齢者や子ども達にも安心・安全な防犯、交通安全対策の充実	55
6. 住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくりの推進	57
(1) 住民参画と協働による行政政策の推進	57
(2) 行政組織の効率化と行政サービスの充実	58
(3) 健全な財政運営の推進	58
(4) 国土利用・土地利用対策	59

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨

平成 17 年度に策定した第 1 次湧水町総合振興計画に基づき、町の将来像である『人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち』の実現を目指し、総合的かつ計画的に各施策・事業を進めてきました。

町制施行後 10 年を経過し、地域の一体感の醸成を主眼に置きながら、各種施策を展開したことにより、まちづくりの環境が整い、町内各地区において活発な活動が展開されてきています。

また、この間、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、住民ニーズの多様化、厳しい財政状況等、本町を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えています。

こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、住民と行政が一体となって、これまで築いた環境を土台にして、更に地域特性を活かした活力と魅力あるまちづくりに取り組む計画として、今後の 10 年を見通した第 2 次湧水町総合計画を策定しました。

2. 計画の構成と期間

この計画は、まちづくりの長期的な展望を示し、行政のすべての分野における施策運営や事業展開の拠り所となると同時に、住民と行政の共通のまちづくりの目標となるものであり、その構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とし、それぞれ次のような役割と計画期間を持つものとします。

- (1) 基本構想は、まちづくりの理念、目指すべきまちの将来像と目指すべき方向を示すもので、その計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。
- (2) 基本計画は、基本構想に基づいて、施策の内容を総合的・体系的に示すものであり、計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、本町をとりまく諸情勢の変化に対応するため、上期と下期の各 5 年に分けてまちづくりの指針を示します。
- (3) 実施計画は、基本計画に定められた施策を展開するにあたり、向こう 3 年間の具体的な事業内容を示すものであり、その時々々の諸事情の変化に応じて、住民ニーズの高いもの、より大きな効果を得られるもの等から計画的に個々の事業を実施して行くため、毎年度計画内容を見直し PDCA サイクルを確立します。

年 度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想 (10年間)										
基本計画 (5年間)										
	上期5年					下期5年				
実施計画 (3年間)										
	毎年度見直し									

3. 策定の視点

社会経済的な環境は、常に変化しています。平成 37 年度の姿を展望し、まちづくりを進めていくためには、こうした変化を的確に捉えるとともに、地域の実情や住民の意向を的確に把握することが必要です。ここでは、本計画を策定するための視点として、社会経済的な背景としての「時代潮流」と「まちの特性と課題」を整理します。

(1) 本町の概要

① 歴史的経緯

吉松地域及び栗野地域は、明治 5 年（1872 年）の廃藩置県により、都城県桑原郡に属し、それぞれ吉松郷、栗野郷と称していました。明治 22 年（1889 年）に町村制が実施され、吉松郷が吉松村になり、従来の鶴丸・中津川・川添・川西・般若寺の 5 村が大字に改められました。また、栗野郷が栗野村になり、従来の木場・北方・田尾原・稲葉崎・恒次・幸田・米永の 7 村が大字に改められました。

その後、明治 30 年（1897 年）に桑原郡が廃止されると、現在の始良郡に編入され、昭和 7 年（1932 年）4 月 1 日に栗野村は町制を施行し栗野町に、昭和 28 年（1953 年）2 月 11 日に吉松村が町制を施行し吉松町となりました。以後、それぞれの町で地域の振興を図ってきましたが、平成の大合併の流れに乗り、平成 17 年 3 月 22 日、吉松町と栗野町が合併して「湧水町」が誕生しました。

② 地勢

● 位置・地勢

鹿児島県の中央北端に位置し、総面積は 144.29 k m²、北東に宮崎県えびの市、

南東から南西に霧島市，西に伊佐市，南西に薩摩郡さつま町と接しています。

地勢は，東の霧島連峰と北西の九州山脈矢岳支脈の両山系に挟まれ，東に霧島山系に属する栗野岳（標高 1,102m），南西に国見岳（標高 648m）を擁する火山灰土壌（シラス）に覆われた盆地状の地形となっています。

また，町の中央部を熊本県白髪岳に源を発する九州第二の河川，川内川が貫流しており，その流域は肥沃な耕地が拓け，水田地帯を形成しているほか，年中途絶えることなく冷水が湧き出でる竹中湧水や丸池湧水があり飲料水の水源や水田灌漑用水として利用されています。

さらに，北東部には霧島山麓の広大な原野が開け，その一部は陸上自衛隊霧島演習場（332ha）と鹿児島刑務所（125ha）となっています。

霧島錦江湾国立公園内にある栗野岳中腹からは，錦江湾，桜島，薩摩半島等が一望できる壮大な景観を呈し，豊かで美しい自然と景観の地域となっています。

● 気象

年平均気温は 17℃内外で，年間降雨量 2,000～3,000mm と多雨の地域となっています。特に夏期においては雨量が多く，梅雨期や台風時の集中豪雨により河川の増水や住宅，農作物等への被害を受けることも多く，また，濃霧の発生や昼夜の寒暖差が大きいといった盆地特有の気象もみられます。

（2）時代潮流

我が国を取り巻く社会経済情勢は，少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来，グローバル化の進展，環境，エネルギー問題の深刻化，日常生活における安全・安心志向の高まりなど大きく変化しています。また，価値観が多様化するなか「物質の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する人々が増えてきています。

本町においても，これからの時代の潮流を的確に捉え，真に豊かな地域社会を築いていくことが必要です。

① 少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国では，未婚率の上昇や晩婚化等を背景に出生数が減少し続け，その結果，総人口は，平成 20 年をピークに減少局面に転じ，平成 60 年には 1 億人を下回ると推計されており，今後，本格的な人口減少社会を迎えることになるかと予想されています。

一方で，食生活の改善や医療技術の進歩などによる平均寿命の伸びにより高齢者が増加してきており，少子・高齢化の進行に伴う人口構造の変化は，経済規模の縮小，地域活力の低下，医療・介護・年金などの社会保障の負担増，国や地方公共団体の財政状況の悪化など多面的にわたる社会経済への深刻な影響が懸念されています。

② グローバル化の進展

国際間の輸送・交通手段の高速化や情報通信技術(Information and Communication Technology(以下 ICT))等の飛躍的な進歩により、人・モノ・金・情報が国境を越えて活発に移動し、日常生活や経済活動におけるグローバル化が急速に進展しています。グローバル化は、貿易や国際的な分業化を通じて、東アジア地域を始めとする国々との経済的な連携を強化し、効率的な生産・加工・販売体制を構築することができるとともに、企業や個人が最適な活動の場を求めて国や地域を選択することが可能となるなど様々なメリットが期待できる一方で、リーマンショックや欧州債務危機といった世界同時不況の発生など世界経済の一体化による危険性もはらんでいます。

③ 環境・エネルギー問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行するなか、異常気象の発生や生態系の著しい変化が見られています。

その地球温暖化防止策として、再生可能エネルギーの導入や燃料電池等の開発、環境関連市場の創出、省エネや廃棄物の発生抑制の推進など、環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の形成に向けた取組が必要となっています。

我が国のエネルギー政策の在り方については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故をきっかけに様々な議論が行われ、平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、安全性の確保を大前提に、原子力を重要な電源と位置付け、その利用を図りながら、再生可能エネルギー等をエネルギー源として積極的に導入していくことが示されています。

また、平成 22 年に 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議を契機に生物多様性への関心が高まってきており、我が国の生物多様性を今後も維持していくため、自然環境の保全に加え、生物多様性に関する普及啓発の重要性も求められています。

④ 日常生活における安全・安心志向の高まり

東日本大震災をきっかけに、地域防災機能の充実や防災意識の高揚、防災組織の育成などが重要となっており、地震だけではなく、異常気象による局地的集中豪雨や台風などによる浸水被害、更には火山による噴火なども発生が懸念されており、身近に起こり得る自然災害への備えに対する人々の意識が高まっています。

なお、健康面では新型インフルエンザや新種の感染症に対する人々の不安や、食品の原産地偽装表示の発生等による「食」の安全・安心に対する消費者の関心も一層高まっています。

さらに、治安の面では、高齢者を狙った特殊詐欺の発生や、インターネット、携

携帯電話を利用した犯罪が多発しており，日常生活における不安が高まっています。

⑤ 価値観の多様化

人々の意識や価値観は，ゆとりや生きがいなど「心の豊かさ」を重視するように変化してきました。価値観が多様化した社会においては，就労や教育だけでなく，芸術・文化・スポーツなどに親しむことができる場や自然とのふれあいを楽しむことができる場の提供など，様々な分野において多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが必要となっています。このため，社会経済の仕組みにおいても画一的，横並び志向から，自主性や自立性を高める方向に見直しが進められています。また，男女が性別による固定的な役割分担の意識にとらわれず，対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し，ともに責任を担うという考え方が浸透しつつあります。

さらに近年，地域の課題解決に向けて，ボランティア活動や社会貢献活動等を行う団体等が増加傾向にあり，様々な主体が社会的，公共的サービスを自ら開拓し提供する，あるいは行政と協働するといった動きが見られるようになっていきます。

(3) まちの特性と課題

時代・社会的な環境を背景としながら，これまで合併前の2町の歩みの中で育まれてきた本地域の特色である「まちの特性」と現在までの取り組みや将来の動向を見据えた「まちづくりの課題」を抽出しています。

尚，これらの課題に対して，地方創生事業による湧水町版総合戦略に掲げた4つの基本目標の実現に向けた施策も展開していきます。

① まちの特性

● 交通の利便性

本町の鉄道の歴史は古く，明治36年9月5日に横川・吉松間（現肥薩線）が開通し，鹿児島と結ばれ，明治42年11月には吉松・人吉間が開通すると門司・鹿児島間がレールで結ばれました。その後大正2年には吉松・都城間（現吉都線）が開通したことで，農林産物の集約駅，その他日用品の中継駅として物流の拠点となって栄えました。その後，現鹿児島本線（昭和2年），日豊本線（昭和7年）が開通すると次第に衰えはじめ，昭和40年代からの自動車の発達と高速道路網の整備により，鉄道輸送から大型トラックによる輸送に変化してきました。

現在では，観光特急列車「はやとの風」や観光列車「いさぶろう・しんぺい号」の運行により，観光客や鉄道ファンが訪れるようになっています。

一方，道路交通網は急速に進展し，九州縦貫自動車道の栗野・鹿児島間が昭和

55年3月に開通し、栗野インターチェンジが設置され、昭和56年10月に栗野・えびのジャンクション間が開通し、栗野・宮崎間が宮崎自動車道で結ばれました。また、平成7年7月には、えびの・人吉間が開通したことで、鹿児島から青森まで高速道路で結ばれ、鹿児島、熊本、宮崎の地方主要都市へも短時間での移動が可能となりました。また、鹿児島空港も高速道路を使用し、容易にアクセスできる交通の利便性を備えています。

● 豊かな自然

霧島錦江湾国立公園に指定されている霧島山系栗野岳周辺部には広大な原野が開けています。また、町の約7割を森林が占めており、国有林が約3,400haとなっています。栗野岳の原生林は、タブ、スタジイ等が主形成木で、その内79haは林木遺伝資源保存林に指定されており、原生林と草原が直接隣り合わせ、森の動植物と草原の動植物が混在した、日本でも非常に珍しい地帯となっています。この栗野岳からの景観は壮大で、豊かで美しい自然と景観が楽しめることから、栗野岳レクリエーション村や霧島アートの森など自然や芸術に親しむ施設が整備されています。

近くには白煙を噴き続ける「八幡大地獄」と呼ばれる九州一の噴気孔があり、温泉が豊富に湧出し、多くの湯治客が訪れています。その他町内には、古くからいたるところで温泉が湧き、旅館や公衆浴場が営まれているほか、交流施設やコテージも整備されています。

また、山麓には多くの湧水群があり、中でも日本名水百選の丸池湧水や竹中池の湧水量は豊富で、年中途絶えることなく冷水が湧き出ており、飲料水や農業用水に利用されています。

その他、まちを貫流する川内川、日本棚田百選に指定された「幸田の棚田」、疏水百選に認定された「筒羽野の疏水」や魚野からの霧島連山の景観と水墨画を見るような雲海など訪れる人々を癒してくれる雄大な自然があります。

この豊かな自然のうち、栗野岳中腹の原生林に自生するヒガンザクラ（エドヒガン）と三日月池に自生するノハナショウブは、自生南限地として国の天然記念物に指定されており、まちの貴重な財産となっていることから、町木として「ヒガンザクラ」を町花に「ノハナショウブ」を指定しています。

② まちづくりの課題

● 少子・高齢化社会の到来

わが国では、平成9年6月に初めて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、その後も少子・高齢化が進行しています。

合計特殊出生率は、低下傾向が続き、平成25年の人口動態統計月報年計（概数）によると1.43となっており、本県においても同年で1.63、本町でも1.63と少子化の傾向が強まっています。主な原因としては、社会進出をする女性にとって子どもを産みにくく、育てにくい社会構造的な特徴に根ざすところが大きいとされ

ています。

一方、平成 26 年版高齢者白書によると平成 26 年 10 月 1 日現在における高齢化率は、本県は 27.8%となっており、全国平均の 25.1%よりもかなり速いテンポで高齢化が進んでいます。中でも本町の高齢化率は 36.5%と県平均より高くなっています。

その高齢者のうち 75 歳以上の後期高齢化も進み、要援護者も確実に増加していくことが予測されます。全国的な超高齢化社会の到来に向けて、介護保険制度の導入や社会保障の仕組みの見直しなどが進められていますが、健康面、経済面での住民不安は一層強くなっています。

また、高齢者も農林業等の重要な労働力となっており、後継者不足が大きな課題となっています。

一方では、スポーツ活動や社会参加への意欲を持つ高齢者も多くなっています。これからの高齢化社会においては、多様なニーズに対応することが重要で、社会全体が連携する仕組みを整えることが必要となります。

● 産業活動の停滞

経済不況の煽りを受けて、企業内の合理化等による工場の閉鎖や従業員の整理が行われる中、町内においても事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。一方、I C 関連企業や切削工具製造業等一部には好調な企業もありますが、景気に影響を受けやすく厳しい状況にあります。

商業においては、相次ぎ進出する近隣市町の大店に消費者が流出しています。このようなことから、新たに人が集まり、交流する空間を再構築し、まちづくりの視点に立って機能集積を進めるなど、生活都市としての地元産業の活性化を図っていくことが求められています。土地区画整理事業等により、商業等の機能集積を図っていますが、整備に期間を要するなどの問題があります。

また、職住接近や起業など、生活と仕事に対する新たな考え方を志向する人々が増えていますが、空港や高速道路、鉄道などの高い交通利便性を活かし、企業の誘致を図るための基盤整備が課題となっています。

● 都市基盤・公共施設の維持・管理及び更新

都市基盤や公共施設はこれまで一定の整備が進められてきました。今後はその適切な維持・管理とともに住民ニーズに合わせた整備が必要です。市街地の整備は、土地区画整理事業等により進められていますが、都市機能強化のためには、早期の完成が望まれます。

また、梅雨期や台風襲来時の豪雨により冠水し、国道、県道をはじめ幹線道路で通行不能となる箇所が発生していますが、迂回路となるべき道路の整備が遅れています。河川改修により災害の発生は減少の見込みですが、安全な道路の整備や災害対策上重要な箇所については、早急な整備が重要となっています。

厳しい財政状況の下で、生活環境の質の向上と魅力あるまちづくりを両立するた

めには、優先順位に基づいて効率的に整備を進めることが不可欠です。

● 地域コミュニティの硬直化

地域のコミュニティは、これまで長い年月を経て、参加者の固定化、高齢化が進み、流動性の高い若い家庭や単身者などの参画の推進が課題となっています。その一方で、若い世代の自主的なサークルやNPOなどさまざまなテーマコミュニティの活動も従来の地域コミュニティ組織の枠の外で増えてきています。今後は、従来からの地域的な繋がりによる活動と特定のテーマで結ばれた新しい活動との連携を促進し、地域全体の力として活性化し、高めていく必要があります。

さらに、町政への参画や行政情報の提供を求める住民の声も強まってきており、住民と行政が対等のパートナーとしての関係を構築し、それぞれの役割を担いながら、協働によりまちをつくる仕組みづくりが求められています。

● 財政構造の硬直化

長引く景気低迷などの影響を受けて、町税をはじめとする自主財源が低調に推移しています。また、地方交付税やその他の依存財源等も更に減少していくことが見込まれています。その一方で、地方分権や住民ニーズの多様化、少子高齢化によって行政に求められるサービスの需要は増大してきています。本町でも経常経費の削減や事務事業の見直し等を図ってきましたが、経常収支比率は平成26年度決算で88.5%と高く財政の硬直化が懸念され、更なる行財政改革の推進が必要であります。

今後は、住民との共生協働によるまちづくりや地方創生に取り組み、事業効果の検証を行い、財政規模の適正化、効果的で効率的な施策や事業の展開を図り、健全な財政運営を行っていくことが課題となっています。

第2章 基本構想

1. 目的と期間

基本構想は、時代における社会の変化に的確に対応しながら、調和のとれたまちづくりを計画的に進めるため、目標とする将来像を掲げ、その目指すべき方向を示すもので、計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

2. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念として以下の3つを基本とします。

『住民一人ひとりの尊重』

私たち住民は、他の誰にも代わることのできないかけがえのない存在です。そして、まちはその多様な住民が生活し、かかわり合うことで成り立っています。誰もが自立した個人としての責任を果たし、相互に助け合いながら自分の望む生活を送ることができるように、住民の生命・財産や権利、住民一人ひとりの個性を尊重することをまちづくりの基本とします。

『安全と安心の確立』

私たちの毎日の暮らしはそれぞれ異なり、町に求める機能はさまざまです。快適で楽しく安心して生活できる施策を展開し、この町に生れて良かった、住んで良かった、これからも住み続けたいと思えるように町民の視点を大切にしたり、安全で安心な暮らしを実現していくことをまちづくりの基本とします。

『地域資源の活用と継承』

豊かな、湧水・温泉・景観・歴史・伝統・文化・農地・森林などの地域資源を活かしたまちづくりを行うことが重要であり、開発によって大切な自然が壊されることがないように十分に配慮するとともに、豊かな地域資源を後世に引継いでいくことをまちづくりの基本とします。

※まちづくりの基本理念を推進するため効果的・効率的な行財政運営を図ります。

国の合併支援策であった地方交付税が段階的に縮減されるなど、財政運営上の課題や、厳しさを増す人口減少、少子・高齢化などに伴う地域の課題解決のため必要な活動等の展開を図り、住民にわかりやすく簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営を図ります。

3. まちの将来像

恵まれた自然環境の中で、住民がいきいきと輝き、まちが活気づくことを期待し、芸術文化活動の拠点として風格のあるまち、また「人の心の美しさ（豊かさ）」と自然をはじめとする「まちの美しさ」を兼ね備え、活発な産業活動が行われる発展性のある町を目指して将来像を次のとおり設定します。

『人と自然が織りなす芸術のまち

心豊かで伸びゆく美しいまち』

4. 将来人口

人口は、転出が転入を上回っていることに加え、少子高齢化の影響により、減少傾向にあります、この傾向は今後も続くものと考えられます。

こうした状況の中で、まちの活力を保つためには、人々が住み続け、さまざまな世代が活発に活動することのできるまちづくりを進めることが重要です。

このため、本計画では、生活者の視点から各世代に対する住民サービスの充実に努め、安全性や快適性に優れた、ゆとりと安らぎのある居住環境の創出を図るとともに、住民の主体的な活動や活発な交流を促していきます。

そうした諸施策を進めながら、住民一人ひとりがいきいきと暮らし、愛着を持って住み続けられるまちを目指して、本基本構想の計画期間における人口は、湧水町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンより、概ね9,000人と想定します。

5. まちづくりの基本方針

まちの将来像の実現を目指し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「保健福祉」、「教育文化」、「産業振興」、「社会基盤」、「生活環境」、「推進方策」の6つの分野の基本方針を定めます。

(1) 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進

保健・医療・介護・福祉の充実については、少子高齢化の進行や多様化・高度化する住民ニーズへの対応が重要になることから、保健・医療・介護・福祉の総合的なサービス提供を可能とするためのまちづくりを進めます。

また、子どもから高齢者まで生涯を通して健康であることは幸福で充実した生活の基礎であることから、健康に対する意識啓発を強化するとともに、地域住民が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりに努めながら、疾病等の予防や早期治療を促進するために、住民の視点に立った保健や医療体制の確保を図ります。

福祉施策については、介護予防施策の展開や児童・高齢者・障がい者などそれぞれの対象者に対応できる相談機能の強化をはじめとした各種施策の充実とともに、ボランティアなど地域に根付いた活動の支援や住民の協力によるやさしさと思いやりのある福祉ネットワークの構築など、心のつながりを大切に、地域のみんなで支える、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興

教育・文化の振興については、学校と地域・家庭の連携による地域一体となった教育の更なる推進が重要になることから、学校教育・生涯学習・文化活動について、各地域で主体的に取り組む環境づくりに努めます。

学校教育においては、これまで目指してきた「教育の町」づくりを継続し、個に応じた教育を推進し基礎学力と生きる力を備えた時代を担う人材づくりに努めます。

また、少子化による児童生徒数の減少などに対応した学校教育の体制を検討します。

生涯学習については、既存の施設を有効に活用した多様な学習機会やスポーツに親しむ環境づくりをとおり地域一体となった青少年の育成等を推進します。

文化活動については、地域特性を生かした文化活動の振興のため、芸術活動をより一層振興するとともに、文化財の保存・活用やふれあい交流の推進など、まちの一体感醸成のための施策を積極的に進めます。

(3) 地域資源を生かして多くの人交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進

産業振興については、基幹産業である農林業の維持・発展が基本になることから、農林業従事者の減少や高齢化等に対応した生産基盤の充実や生産体制の構築をはじめ、安全・安心な農産物の生産に努めます。

農林産物の加工・流通については、特産品の開発への支援をはじめ、観光施策と連動した情報発信や地産地消の推進など、多様な販路の確保と農林産物の知名度の向上を図ります。

また、都市基盤整備と連携した魅力ある商業空間づくりを主体とする商業振興とともに、農業体験が可能な観光形態を進めるなど、地域住民と観光客等が相互に交流することによるにぎわいの創出を図ります。

観光振興については、霧島地域等との広域観光への取り組みと併せて、湧水をはじめとする自然や芸術的要素を観光資源とした町独自の観光地づくりを進めます。

さらに、工業団地早期完成や栗野工業高等学校跡地の利活用をあわせて、交通等の利便性の地域特性を生かした新たな産業の創出を図り、雇用の場を拡大します。

(4) 住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備促進

都市基盤整備については、災害や事故等に備えた安全なまちづくりが最も重要であることから、川内川の水防をはじめとして、まちの一体的な治山・治水対策に努めるとともに、災害時においても避難路や救出路が確保できる道路・交通体系や高齢者や障がい者においても利用しやすい道路・交通環境の構築を図ります。併せて、まちの一体性を醸成するため、吉松地域と栗野地域間の主要道路等の整備に努めるほか、芸術と自然を生かした市街地形成など都市的な魅力向上を図ります。

また、消防・救急体制については、より高度な対応を図るための取り組みを進めるとともに、地域住民相互の助け合いによる防災体制や防犯体制づくり、消費者保護対策の強化などにより、安心できる地域社会づくりを進めます。

さらに、ライフラインの飲料水については、非常時においても安定した水の供給が図られるように上水道及び簡易水道の整備を図ります。

(5) 住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進

生活環境の整備については、ゆとりややすらぎなど、住民ニーズの高まりへの対応が必要であることから、土地利用方針を踏まえ、快適性の確保された公営住宅やゆとりのある宅地の提供に努めるとともに、日常生活において、憩いの場となる公園の整備を図ります。

また、恵まれた自然環境を保全するため、住民の協力による循環型社会の形成を

目指し、ごみの分別や生活排水処理対策を推進するとともに、低炭素社会の現実に向け、地球温暖化対策や新エネルギーの導入など地域環境も視野に入れた取り組みを進めます。

貴重な動植物の保護・保全に対する意識啓発や、河川や土壌等の環境汚染防止のために監視体制を充実させるなど、自然生態系の維持を図ります。

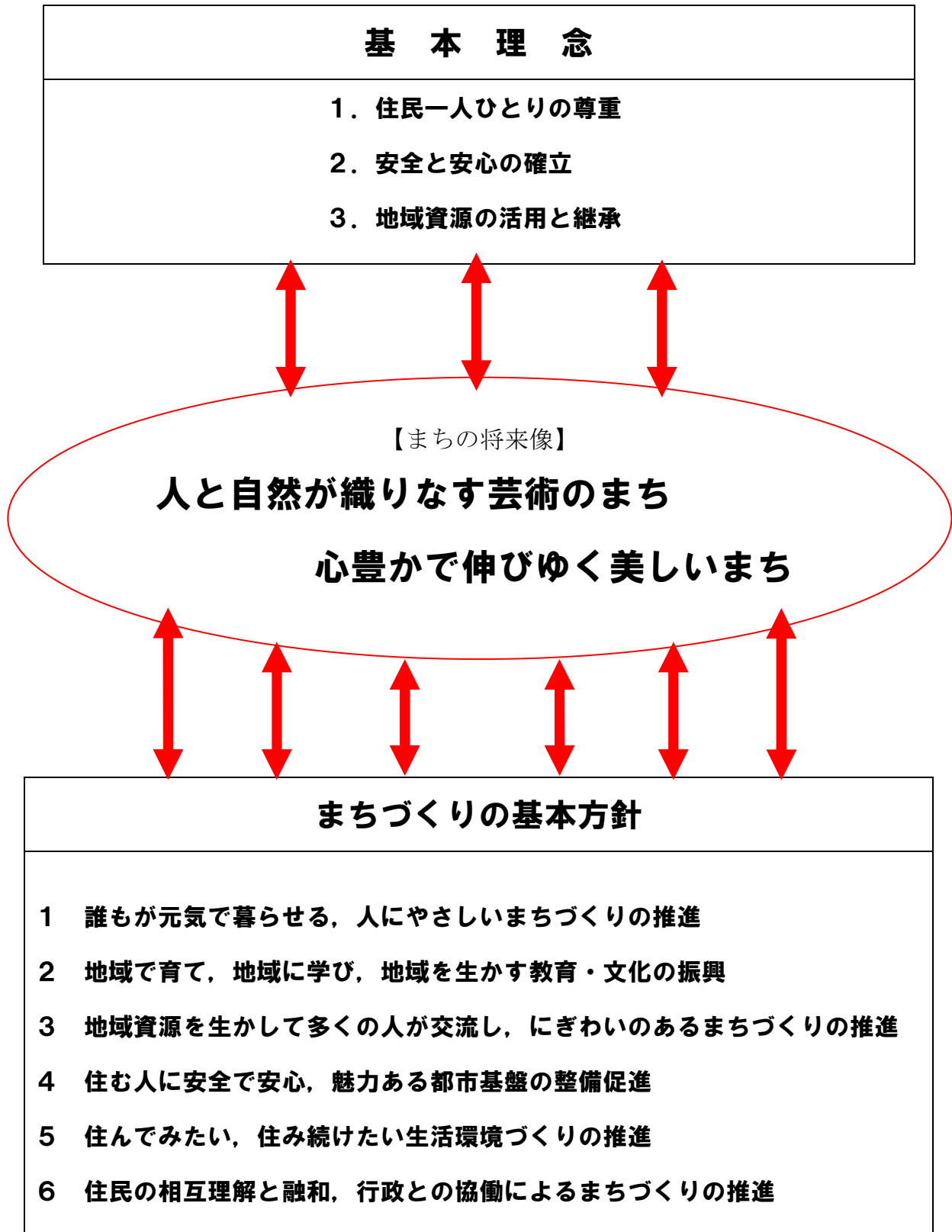
(6) 住民の相互理解と融和，行政との協働によるまちづくりの推進

行財政改革の推進については、地方分権に対応できる自治体の構築が重要であることから、基本的な方針として住民参加型のまちづくりを目標として掲げます。

また、住民が自ら行う自治活動を支援し、住民と行政が協働して、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

住民が地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる社会の形成を目指し、住民の価値観の多様化に柔軟かつ弾力的に対応するために、行政運営の質を一層向上させてまいります。

第2次湧水町総合計画基本構想の体系図



6. 地域核と連携軸

(1) 地域核

吉松駅，栗野駅周辺を地域核として位置づけ，周辺部の発展を先導する機能を整備します。

また，それぞれの地域の自治活動の促進や地域の実情に合った施策の展開を図り，自然，歴史・文化的な成り立ちの違いをそれぞれの個性として踏まえ，地域特性を生かした個性豊かなまちづくりに努めます。

(2) 連携軸

① 広域連携軸

九州縦貫自動車道とJR肥薩線，JR吉都線，国道268号を広域連携軸として位置づけ，鹿児島市や宮崎県，熊本県，また，近接する鹿児島空港を含め，北部九州から全国に広がる広域的な連携・交流を促進する基幹的な軸として，さらに充実強化を図ります。

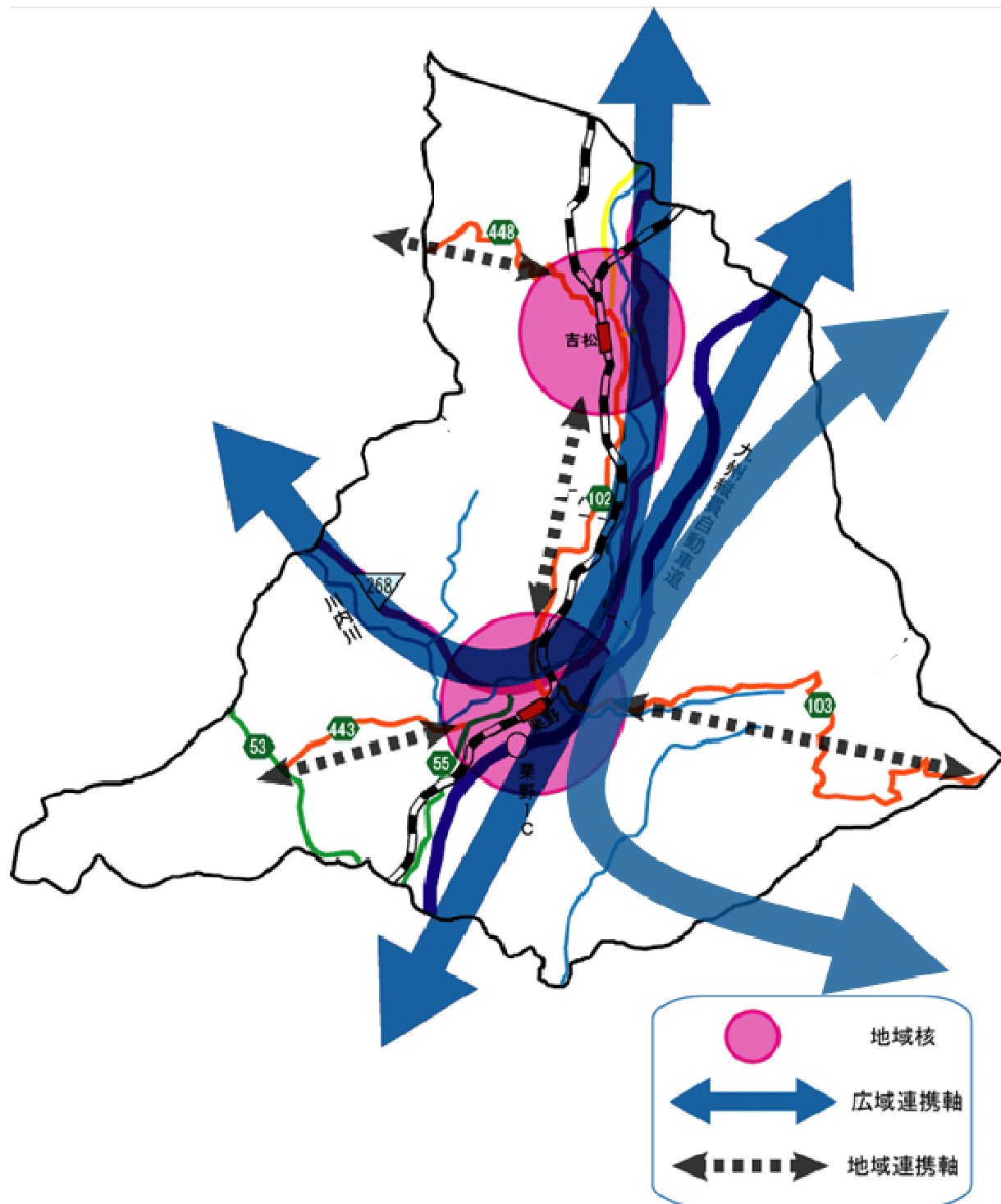
また，霧島連山を周遊するルートを「環霧島ルート」と位置付け，霧島北部広域農道「ミヤマキリシマロード」，県道103号線などとの連携も図り，さらに広域的な展開を図ります。

② 地域連携軸

地域核間及び各地域核と周辺部，各地域核と周辺市町を結ぶ主要道路（県道栗野加治木線，県道木場吉松えびの線，県道栗野停車場えびの高原線，県道幸田栗野線，県道菱刈横川線，県道川西菱刈線，町道下場老谷線，伊佐広域農道）を地域連携軸として位置づけ，この軸の充実強化により，住民の利便性向上と公共施設等の利活用の充実や情報提供の円滑化を図り，町の均衡ある発展に寄与します。

また，この軸を通して歴史的・文化的資源や観光資源の連携・ネットワーク化を図り，地域観光の魅力向上と地域間の人的な交流・連携を促進します。

イメージ図



7. 地域別の振興方針

まちづくりの基本方針に基づき、それぞれの地域の特性や課題等を踏まえ、複数のエリア設定を行い、振興方針と主な取り組みを示します。

①吉松駅周辺エリア

吉松駅周辺を地域核と位置付け、周辺の整備を進め、新たな地域のシンボルとして活用することにより、交流人口の増加を図ります。

また、骨格をなす道路の整備を図るとともに、活気ある商業地やゆとりある良質な住宅地の形成などを進めます。あわせて、中央公民館を本地域における生涯学習の拠点として整備充実を図ります。

さらに、川内川の改修等を進め、安全で安心な生活交流空間を創造します。

②水と緑の観光・レクリエーションエリア

霧島山麓地域は、災害対策を図りつつ、自然の中で憩い、交流することのできる「水と緑の観光・レクリエーションエリア」の維持・形成を図ります。

また、ウメバチソウ、リンドウなどの山野草の自生地のほか、桜などの花に象徴される池平公園については、四季を感じられる空間を創造します。

③滞在・交流エリア

北西部地域は、農地や良好な泉質を誇る温泉や、周囲の緑豊かな自然環境と交流施設や物産館などを効果的に組み合わせながら、温泉による癒しなどを通して滞在することのできる「滞在・交流エリア」の形成を図ります。

また、大原地区から魚野地区については、温泉・パラグライダーのフライトエリア・シルバーケアセンターでの合宿利用など、一体的な利活用を図ります。

④栗野駅周辺エリア

栗野駅周辺を地域核と位置付け、土地区画整理事業による面的整備を進め、地域内のアクセス向上を図るとともに、商業集積や美しい街並みづくりなどによるにぎわいのある買い物空間の創出に努めます。あわせて、いきいきセンターづくりの郷の活用による交流人口の増大を図るとともに、地域振興に資する土地の有効・高度利用を図ります。

丸池公園は、川内川の支流の丸池川と一体となった整備を図り、親水公園としての機能強化を図ります。また、河川防災ステーションの活用により安全で安心な生活空間を創造します。

⑤物流拠点エリア

南部は、雇用の創出を生み出す観点から霧島くりの工業団地の早期完成と栗野工業高等学校跡地への企業進出を促進するとともに、栗野インターチェンジと周辺道路とのアクセスの向上を図り「物流拠点エリア」の形成を図ります。

⑥芸術と自然による文化エリア

栗野岳周辺の霧島山麓地域は、栗野岳レクリエーション村、栗野岳ログキャンプ村、霧島アートの森などの交流資源や、栗野岳温泉を生かした「芸術と自然による文化エリア」の維持・形成を図ります。

また、霧島錦江湾国立公園の一部を有することや天然記念物に指定されているノハナショウブの自生地もあることから自然保護対策を強化します。

⑦ふるさと交流エリア

西部の平野部から丘陵部地域は、優良な農地を保全するとともに、ふるさとの川整備事業を推進し、安全で安心な生活空間を創造します。あわせて、轟橋周辺は、九州でも数少ない、まちなかでのカヌーのスラロームコースとして整備と利活用を図り、今後交流人口の増大とウォータースポーツの普及・推進を強化します。

また、国見岳麓に広がる幸田の棚田や国道268号及びサイクリングロード沿いの田園資源等の保全に努めるとともに、棚田ウォーキングや二渡地区イルミネーション及び自然を生かした各種イベントを振興し「ふるさと交流エリア」の形成を図ります。

第3章 基本計画

1. 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進

●施策の体系

- (1) 保健・医療・介護・福祉の総合的な地域づくり
- (2) 安心して暮らせる医療環境づくり
- (3) 児童福祉の充実
- (4) 高齢者福祉の充実
- (5) 障がい者(児)福祉の充実
- (6) 母子・寡婦・父子福祉及び低所得者福祉の充実
- (7) 保険・年金等の適正運営

(1) 保健・医療・介護・福祉の総合的な地域づくり

●現状と課題

住民の健康については、住民の高齢化と生活様式の多様化による生活習慣病等により、住民の健康維持と適切な医療の確保が必要であるため、各種がん検診や生活習慣病等の予防のために健康支援を積極的に推進し、早期発見、早期治療による医療費軽減やライフステージに応じた健康づくりと住民主体の健康づくりを支援する必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に生活続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、在宅医療・在宅介護・生活支援など保健・医療・介護・福祉が一体となり、地域づくりに取り組む必要があります。

また、いきいきセンターづくりの郷は、世代間の交流と憩いの場として親しまれ、地域住民の健康と福祉の増進及び文化の向上、更には、地域の活性化を図る総合的な拠点となっています。

●施策の内容

① 総合的な地域づくり

保健・医療・介護・福祉が一体となり、住民が健康増進を図るための総合的な体制づくりを行うとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に生活続けることができるよう地域の特性に応じた地域づくりに努めます。

② 健康づくり活動の推進

湧水町健康増進計画「健康ゆうすい21」に基づき、住民の健康診査や各種がん

検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療を推進します。また、住民団体やボランティア等との連携を図り町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、健康でいきいきとした人生が送れるよう若年層から高齢者層までの各ライフステージに応じた栄養、運動、休養の調和のとれた正しい習慣を確立できるよう支援します。

(2) 安心して暮らせる医療環境づくり

●現状と課題

本町の医療施設は、1病院、10診療所（医業7・歯科医業3）があるものの、重病患者等が治療や入院のできる総合病院や小児科、整形外科等の専門医療機関がなく、町外の医療機関に通院や入院をしている状況にあることから、始良地区医師会や、周辺市町の医療機関等の協力を得ながら受診の環境整備に努める必要があります。

●施策の内容

地域医療体制については、必要なときに高度な医療を迅速かつ安心して受けられるよう、始良地区医師会、その他関係機関と連携しながら医療体制の整備を推進します。

また、休日及び夜間における救急患者の医療の確保やドクターヘリによる救急医療搬送を行い、住民の生命の安全及び救急医療体制の整備に努めます。

(3) 児童福祉の充実

●現状と課題

結婚、出産に対する価値観の多様化等に対して、仕事と子育てを両立できる環境整備が遅れており、子育てに対する負担感の増大等を背景に少子化が進行しています。また、核家族化や地域社会の変化等により、社会全体における子育て機能が低下してきています。

次代の社会を担う全ての児童が、健やかに育ち、かつ育成される環境整備を行うことは、国の重要施策としても取り上げられており、児童が心身ともに健全で明るく育成されるよう町民、各関係団体、行政が一体となり、組織的・継続的な児童福祉の充実を図る必要があります。

●施策の内容

① 子育て意識の啓発

次代を担う大切な子どもの健やかな成長を願う子育てを、単に家庭の問題としてだけでなく、行政をはじめ学校・地域社会・企業など社会全体で子育てに関わっていく必要があることから、広報活動の推進や、地域・親・関係者がともに学習する

機会の拡大，子育ての男女共同参画の推進，子育て支援に関する推進体制の整備・充実に取り組みます。

② 子育てと仕事の両立への支援

働く女性の増加や就労形態の多様化により，子育てを支援する保育園等の役割は，ますます重要なものになってきました。保育園では延長保育を実施していますが，更にその他の特別保育サービスの充実に努めます。

また，核家族化や働く母親の増加によって，昼間保護者のいない児童は，今後も増加するものと考えられることから，放課後児童の健全育成対策の重要性を踏まえ，保護者の就労状況や家族構成などの地域性を考慮し，放課後児童保育（学童保育）の充実に図ります。

③ 相談・支援体制の充実

子どもや子育てについての悩みや不安を持つ親に対して，気軽に相談に応じ，適切な指導や支援を行えるよう各相談機能を充実させます。さらに，家庭や地域の子育て機能を強化するため，子育て支援拠点の拡充を図ります。

また，児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため，乳幼児健康診査など母子保健事業の充実，子育て支援ネットワークの整備，関係者の虐待等の対応に関する専門知識・技術の習得向上に取り組めます。

④ 児童の健全育成の充実

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう，家庭や学校，地域社会の十分な連携のもとで，豊かな人間性を育む教育，世代間交流や異年齢児交流など多様な体験活動を充実させるなど地域における育成環境の整備・充実に取り組みます。

また，子どもたちが，身近なところで安心して遊べる環境づくりを推進します。

⑤ 障がいのある子どもに対する支援

障がいのある子どもに対しては，一貫した療育体制の確立と早期療育の場が必要とされています。そのため障がい児保育については，保育園等の研修の充実に図り，関係機関（者）との連携に積極的に取り組みます。

また，精神的・身体的発達面等において問題があった場合，早期の対応が必要であるため，適切な相談や療育等を受けられるよう，医療機関，児童相談所等との連携調整を図り，障がい児の保護者に対して適切な対応ができるよう，相談窓口における支援サービス機能の充実に図ります。

さらに，地域住民の障がい児に対する理解を深めるため，行政機関やボランティア団体等と連携・協力し，交流の推進を図り，快適に生活していけるような環境づくりを推進します。

(4) 高齢者福祉の充実

●現状と課題

本町における平成 28 年 1 月 1 日現在の高齢者は、3,904 人で高齢化率は 39.04%で全国平均を大きく上回っています。急増する高齢者や核家族化という現代社会現象の変化に伴い、要介護高齢者が増加する一方で、家庭における介護力が低下してきていることなど、高齢者福祉を取り巻く環境の変化に対応したサービスの提供が必要となっています。このため、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような明るい活力ある長寿・福祉社会を建設するために、高齢者福祉計画を基本にした保健・医療・年金・教育等の連携の下で総合的な施策を推進する必要があります。

●施策の内容

① 介護予防・生活支援対策の推進

高齢者自身が生きがいを持ち、地域社会の中で自らの経験と知識を生かしていけるような社会づくりが重要であり、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送るために、介護予防対策の積極的な推進を図ります。

また、高齢者の心身の状態や環境の違いに配慮するとともに、機能訓練、訪問指導等の高齢者保健サービス、閉じこもりを防ぐ生活支援等の高齢者福祉サービスや地域住民による自主的な活動等、総合的な介護予防・生活支援対策を確立できるよう努めます。

② 安心して老後を暮らせる地域包括ケア体制の構築

高齢者が住みなれた場所で住み続け、また支援や介護が必要な状態になっても、安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える地域づくりを推進します。また、高齢者を地域全体で支える観点から、保健・医療・福祉・生涯学習など、さまざまな分野の地域資源を幅広く活用し、ボランティア活動や自治会・民生委員活動、社会福祉協議会の事業充実など、地域住民も参加した地域包括ケア体制の確立を図ります。

③ 高齢者の社会参加の促進

高齢者が孤立することなく地域で支え合い、その能力を社会で活かすために、老人クラブや生涯学習、サロン活動、シルバー人材センター等の就業の場等の社会参加を支援し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりの場の充実を目指します。

また、高齢者の世代間交流や地域住民との交流を一層進めるために、学校や社会教育関係者との連携で高齢者に対する理解を深め、老人クラブや子ども会等、既存団体との交流の機会を促進するよう取り組みます。明るく活力に満ちた高齢社会を確保するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的に活動することができるよう支援します。

(5) 障がい者(児)福祉の充実

●現状と課題

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉については、心身ともに大きなハンディを持ち社会参加や就労の機会も少なく、所得水準が低いことから、組織の強化と相談員の援助活動を促し、障がい者の自立更生を目指した作業所等の充実を図る必要があります。

また、組織の強化と援助活動の促進により、障がい者の自立促進を支援する必要があります。

行政と地域住民がノーマライゼーション（健常者と障がい者とが分け隔てなく生活できる社会）の理念を共有し、障がいのある人の社会への参加、参画を促進すべく、総合的な施策や取り組みが求められています。

●施策の内容

① 障がい者にやさしいまちづくりの推進

障がいがあっても、わが町で自立し、快適な生活が営んでいける体制づくりを目指します。そこで、必要なときに必要なサービスを総合的に提供するとともに、施設等のバリアフリー化などの施策に、障がい者の意見が十分取り入れられるよう努め、障がい者にやさしいまちづくりを推進します。

② 相談・指導の充実と各種福祉制度の活用

障がい者の十分な実態把握に努め、相談員等との連携を強化し、また、各種福祉制度の活用によって生活全般における相談に応じ、充実した相談・支援体制づくりを促進します。

③ 社会参加・自立更生の推進

障がい者が住みなれた地域で、地域の人々とふれあいながら地域の活動等に参加することを推進するとともに、福祉作業所等の支援を行い、ノーマライゼーションの理念を共有しながら障がい者の社会参加と自立更生を促進します。

(6) 母子・寡婦・父子福祉及び低所得者福祉の充実

●現状と課題

母子・寡婦家庭については、母子寡婦福祉協議会の組織活動を通じて会員間の相互親睦、研修等の自立促進指導を行っていますが、若母子世帯の母子寡婦福祉協議会への入会率が低く、組織活動が弱体化しつつあります。

今後、生別離婚等による若母子世帯が更に増加することが予想されており、経済的、精神的負担の軽減のため、各施策の周知を行う必要があります。

●施策の内容

母子・寡婦・父子家庭については、相談機能の充実を図るとともに、各家庭の実情に応じて適切な相談・支援に努め、保健福祉の充実を図ります。

低所得者及び生活困窮者については、実態を十分に把握しながら、適切な自立促進に向けた相談・指導の充実を図ります。

(7) 保険・年金等の適正運営

●現状と課題

国民健康保険については、加入者の平均年齢が高いため1人当たりの医療費が高くなる一方で平均所得が低い水準にあることから、所得に対する保険税の負担割合が高くなる構造的な問題を抱えていることに加え、高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加により、その運営は年々厳しさを増しています。

また、医療制度改革により平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなりますが、今後はその対応が必要です。

また、生活習慣病予防のための特定健診及び特定保健指導の実施率の向上や医療費適正事業等の保健事業を積極的に推進するとともに、累積している滞納額に対する収納対策に更に取り組む必要があります。

国民年金については、法定受託事務となっており、住民の年金権確保のため、独立行政法人日本年金機構加治木年金事務所との連携を図る必要があります。

介護保険における被保険者・介護認定者・介護受給者の数は、毎年度増加しており、それに伴い給付費も毎年度増加しています。給付費が増大すると国・県の補助金の増加はもとより町の繰入金も増加し、ひいては保険料の増加も招くこととなります。給付費については、介護サービスの提供に伴う適正なケアプランの作成ができてきているかのチェックを更に強め、各認定者の適正なアセスメント、事後の評価を行う必要があります。

また、介護保険料についても滞納額が累積しており、深刻な問題となっていますが、介護保険制度の給付費の運営を賄う貴重な財源であり、公正・公平な負担を図る観点からも徴収に努める必要があります。

●施策の内容

① 国民健康保険

国民健康保険については、医療費の要因を分析し、関係機関の支援を得ながら健全な財政運営及び医療給付の適正化に努め、事業基盤の安定化を図ります。また、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることから、その対応を行っていきます。

② 介護保険

介護保険事業の趣旨を充分踏まえ、受給者個々の介護度に応じた在宅介護サービスや施設サービスの提供に努め、介護保険事業計画に基づいた公平かつ適正な運用を図ります。

③ 国民年金

国民年金事業を実施するうえで、関係機関との協力・連携は不可欠であり、住民の年金権の確保、住民福祉の向上のため、制度の十分な周知、各種届出の進達や相談業務等、効率的な事務処理と加入促進を図ります。

2. 地域で育て、地域で学び、地域を生かす教育・文化の振興

●施策の体系

- (1) 幼児教育の推進
- (2) 小・中学校教育の充実
- (3) 生涯学習活動の推進
- (4) 文化活動の推進と文化財等の保存・伝承
- (5) ふれあい交流の推進
- (6) 人材育成の推進
- (7) 基本的人権の尊重

(1) 幼児教育の推進

●現状と課題

本町には、2つの幼稚園があります。合併10年を経過し、園児数が平成17年比40.0%（20名）減少するなど、園児の減少が顕著であり、今後においてもこの傾向は続くものと思われます。

<向う5年間の年長児数の推移>

年 度	H28	H29	H30	H31	H32
年長児数	75	84	59	53	64

幼稚園教育は「生きる力」の基礎を育成することを基本とし、保育を通して、幼児の健やかな成長のために適切な環境を整え、その心身の発達を助長していくことを大きな目的としています。

本町の2園においては、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、湧水町教育振興計画に基づき、指導内容の5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のバランスに配慮した保育の充実に努めています。とりわけ、園児の規範意識や思いやる心を育てる道徳教育、小学校との円滑な接続に配慮した保育活動の推進を図ることが求められています。

一方、保護者に目を向けると、少子化や核家族化などの社会的な環境の変化に伴い、子育てに関する知識や知恵を得る機会が減少したり、親の子育てについての考え方が多様化したりすることによって子育てに不安や悩みを持つ保護者が増えている状況があります。したがって、保護者の幼稚園教育への期待やニーズに応え啓発を図るためには、これまで以上に職員の資質向上に努める必要があります。

また、少子化や女性の社会進出が進む中で保育時間の短い幼稚園への入園希望者が減少する傾向にあり、保護者のニーズを把握しながら子育て支援について検討す

る必要があります。

さらに、魅力ある保育活動をするための施設整備等の充実に努め、登園したくなるような園の環境整備を図る必要があります。

●施策の内容

家庭や地域社会の教育機能が低下しつつある現在、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなどの規範意識、努力することや他の人を思いやる心をはぐくむこと等、幼児教育が果たす役割はきわめて重要です。

その役割を担う幼稚園職員の資質向上については、職員の自主研修や研究主題に基づいた研究保育の実施、外部講師を招聘した指導法研修機会の設定等により、その実現を図ります。

また、幼児と児童の交流、幼・保・小が連携したアプローチカリキュラムやスタートカリキュラム等、カリキュラムにおける連携や接続の研究、教員、保育士の相互理解を促進するための湧水町幼・保・小連携研修会等の充実に努めます。

さらに、園児数が減少する中、集団行動の経験不足や交友関係の固定化などのデメリットを補うために、町内2園の交流を深め、合同保育等の機会を増やし、教育の充実に努めます。

また、各園の経営方針のもと、「和太鼓やマーチング、茶道、高齢者とのふれあい活動、きろくに挑戦、宿泊保育、科学教室」等の特色ある教育活動の推進をおおして、コミュニケーション能力や知的好奇心等をはぐくむとともに、規律・礼儀を身につける保育を行い、町民に信頼される開かれた幼稚園づくりを進めるとともに、安心・安全な教育環境の整備・充実に努めます。

(2) 小・中学校教育の充実

●現状と課題

本町には、5つの小学校及び2つの中学校があります。合併10年を経過し、児童生徒数が、平成17年比30.2%（309名）減少するなど、児童生徒の減少が顕著であり、今後においてもこの傾向は続くものと思われます。

<向う5年間の児童生徒数の推移>

年 度	H28	H29	H30	H31	H32
児童数	458	457	460	437	412
生徒数	243	226	222	234	237

このような中、学校教育においては、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心と健やかな体の育成等、指導の充実に努めています。

とりわけ、児童生徒の学力や体力の向上、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育や人権同和教育、複式学級における学習指導の充実や健やかな体を育む食に

関する指導の充実を全小・中学校の共通課題として取り組んでいます。また、小学校に「山村留学制度」や「特認校制度」を設け、小規模校のよさを生かした魅力ある教育による児童数の確保や学校活性化に取り組んでいます。平成 28 年度には上場小学校に特任校制度による 2 名の児童が在籍します。

一方、これらの課題を解決するためには教職員の資質向上が不可欠です。そのために、平成 26 年度から新たに湧水町教職員指導力向上研修会と湧水町小中学校管理職研修会を実施し資質の向上を図っています。

また、教育活動の基盤となる教育環境や施設の充実については、校舎等の改修や運動場の整備を図って、少人数指導教室や教育相談室などとして、余裕教室の有効活用を推進しています。中でも、町独自で I C T 活用モデル校を指定して授業を公開したり、操作研修会を実施したりして教職員の操作能力の向上を図るとともに I C T 活用についての関心や意欲を喚起するなど環境整備を進めてきています。

また、学校施設の耐震化に取り組んできており、平成 27 年度現在 100%に至っています。今後、建物の長寿命化に取り組んでいきます。

今後もソフト面とハード面の調和・充実を図るとともに、地域の学校としての役割を果たし信頼される学校づくりに努める必要があります。

●施策の内容

学校教育については、学力向上・定着を重要な教育課題として捉え、「鹿児島学習定着度調査」や「全国学力・学習状況調査」の結果について教育委員会をはじめ各学校で多様な切り口で分析・検討します。そして、自分の考えを自分の言葉で書いたり、話し合ったり、練りあったりすることを大事にした授業改善や探究活動中心の総合的な学習の時間の在り方、復習から予習に軸足を移した家庭学習の進め方等、日々の実践に反映させます。

さらに、小学校においては平成 32 年度、中学校においては平成 33 年度から全面実施となる新学習指導要領を踏まえ、全教育活動における言語活動の充実、新教科「道徳」の確かな指導、小学校における「英語科」新設への対応等、新しい課題について、管理職をはじめ教職員の理解を深め実践力を高めます。そのために、既存の管理職研修会や学力向上推進会議、教科等部会等の一層充実を図るとともに、新設して間もない湧水町教職員指導力向上研修会と湧水町小中学校管理職研修会の内容を工夫し有効に活用します。

また、不登校など様々な問題や保護者のニーズに対応するため、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員を配置し、学習支援や生活支援の充実を図ります。

信頼される学校づくりについては、学校経営方針や教育計画、その進捗状況や評価の結果を地域や保護者に公表するとともに、学校関係者評価の活用により地域住民の意見を学校運営や教育活動に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを進め、地域住民の学校教育への信頼づくりに努めます。また、小規模校合同学習や小・中規模校交流学习等の積極的な取組による小規模校教育の振興、学校種間の段差をなく

し義務教育9年間を見通し円滑に教育活動を推進するための小・中連携の取組を強化します。

施設の充実については、各種施設の改修や施設設備の安全点検、適切な維持管理に計画的に取り組めます。

また、ICTの活用による協働型・双方向型学習など質の高い教育をめざして環境整備を図ります。

(3) 生涯学習活動の推進

●現状と課題

社会教育については、少子高齢化に伴う活動、青少年健全育成、人権同和教育の啓発等の課題があり、これらに対応するため、各種研修会や講演会、公民館講座などの諸施策を展開する必要があります。

中央公民館については、町民の生涯学習の中核的施設として、公民館主催学級や自主学級を開設し多くの学級生が、教養の向上と仲間づくりのために活動しています。今後とも、各種団体の研修会や作品展示等、学習の場として充実を図る必要があります。

一方、多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応するため、指導者の育成や高齢化に対応した生涯学習の場づくりが課題ですが、今後も各地区公民館活動の充実を促し生涯を通じて学習できる環境づくりに努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の場の拡充を図る必要があります。

さらに、国際交流員・ALTの活用や、パソコン教室の開催などを通して国際化・情報化に対応した施策を積極的に推進する必要があります。

くりの図書館については、住民に愛され活用される図書館を目指し、また住民の生涯学習の拠点となるように、図書館資料や施設等の充実を図っています。

そして各種の催しや学校等と連携した事業に取り組み、読書活動を推進しています。しかしながら、多様化する住民の読書の意欲に応え、課題解決の場となるためには、今後さらに、図書館の充実を図る必要があります、また読書活動を継続して推進する必要があります。

社会体育については、生活様式やライフサイクル等が変化する中、町民の健康づくりや体力増進の意識には高いものがあり、地区運動会や高齢者によるグラウンド・ゴルフなど、日常生活におけるスポーツ活動は定着しています。

今後一層、人生の各段階における生涯スポーツ・レクリエーションの充実、振興を図る必要があります。そのために、体力や目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」自発的に楽しめる生涯スポーツ及び地域が主体となったコミュニティスポーツの振興を図り、各種機関・団体等の連携を深めるとともに、町・地区運動公園や体育館等の施設の活用や整備、さらには指導者の育成確保、民間組織、団体の育成が課題であります。

また、平成32年開催の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」カヌ

一競技会については、会場が川内川轟の瀬に決定し、開催に向けて町準備委員会を立ち上げ、当該地域住民や競技団体等と連携し、大会の全体運営さらには、普及活動について計画的に取り組む必要があります。

●施策の内容

社会教育については、町民が生涯を通じて様々な課題について学習できるように各地域や民間企業及び関係各課等と連携して学習機会の拡充に努め、生涯学習情報の収集・提供や、視聴覚教材の利用促進を図り、学習者の課題に応じた学習方法の指導・助言に努めます。また、町民一人ひとりが生きがいをもち潤いと活力ある地域社会を実現するため、湧水学校応援団など各種ボランティア活動の奨励・推進を図ります。

中央公民館については、町民の生涯学習の中核的施設であり、町民の多様で高度な学習ニーズに応えるため各種指導者の養成に努め、その活用を図ります。公民館学級については、町民のニーズに応じた公民館学級を開設し、学級の支援及び学習グループの育成を図るとともに主体的活動のできる学級となるよう自立を促します。また、各地区公民館の施設整備を図り、地域活動の活性化に努めます。

また、青少年の健全育成や家庭教育の充実を図るため、学校・家庭・地域の関係機関の連携と強化を図りながら、豊かな自然体験・生活体験・異年齢交流体験等の機会の拡充に努めます。

くりの図書館については、利用者の学びと課題解決の支援となるように、計画的に図書館資料を整備し、スキルアップ研修会等への参加や図書館業務システムの整備により、図書館サービスを向上させます。また魅力ある事業の実施や情報発信により、読書活動及びくりの図書館利用の促進を図ります。そして学校等と連携した読書活動の支援等を図ります。

社会体育については、生涯スポーツの振興、スポーツ団体の育成を促進するため、指導者の養成や活用に努め指導体制の充実を図ります。

また、健康づくりや体力増進を促すため、福祉関係機関や地域との連携を深め、スポーツ教室等を開催するなど、生涯スポーツ及びコミュニティスポーツの普及、振興を図ります。

さらには、選手の発掘・養成に努め、競技団体等との連携を密にして競技力の向上を図ります。とりわけ、平成 32 年開催の第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」カヌー競技会の開催に向けて、当該地域及び競技団体等との連携により、選手・審判養成、会場設計等など計画的に取り組むとともに、カヌー競技を身近に体験できる環境づくりや競技の普及さらには、町カヌー協会の組織確立を図る必要があります。

社会体育施設については、利用者がいつでも安心して利用できるよう定期的な整備促進を図ります。また、地区運動公園も整備されていることから、地域における生涯スポーツ活動、健康づくりが活発化するよう関係機関及び地区連携によるスポーツ大会の開催など一層の利用促進を図ります。

また、町体育館は、年々利用者も増え、県内外からの合宿等において町内の宿泊施設を利用するなど、相乗効果も生まれていることから、町内の経済効果も考え、有効活用や内容の充実、さらには施設の整備促進を図ります。

（４）文化活動の推進と文化財等の保存・伝承

●現状と課題

生涯学習社会の進展により、町文化協会をはじめ公民館学級等の団体やグループ等において文化活動がさかんに行われています。彫刻造形展においても、学校や地区公民館等を単位とした、芸術性あふれる共同作品が制作されるなど、多岐にわたる文化活動が展開されています。

現在、町は「芸術がある町」まちづくり事業を実施し、芸術大学等の学生や芸術家が制作した作品を町内主要施設に配置しており、日常の身近なところで芸術作品にふれることで、文化に対する意識の向上につながってきています。

また、本町には県の野外美術館「霧島アートの森」があり、世界的なアーティストの芸術作品にふれる機会にも恵まれており、文化活動が一層高まる環境が整っています。このようなことから、本町では平成 27 年度、国民文化祭において「チェンソーアート全国大会」を開催したところであり、今後一層の芸術活動としての普及が求められています。

文化財については、自生南限地帯として国の天然記念物に指定されている「ノハナショウブ」や「ヒガンザクラ」をはじめ、先人の生活の中から生まれた有形・無形の文化財が数多く残されています。これらの文化財は、町文化財保護審議会をはじめ、歴史研究団体等により調査研究が行われ、その成果は郷土誌をはじめ、各機関誌に収められています。

現在、町民の主体的な歴史学習や先人の遺徳顕彰の機運が高まりつつあり、この調査研究資料を基礎にして、関係機関と連携してその対応を図る必要があります。

また、これに伴い、文化財探訪も増加することが考えられ、誰でも気軽に見学できるように文化財周辺の整備を図る必要があります。

また、平成 25 年度において、郷土資料館（本館・別館）が整備され、多くの貴重な民具資料が展示・収蔵されており、後世にしっかり伝え残していく施設が整ったことから、今後もさらなる広報活動と展示内容の充実に努め、有効活用を図る必要があります。

伝統芸能の保存・継承については、高齢化及び人口流出により、各団体ともその継承に苦慮しており、また途絶えた郷土芸能も多いことから、それぞれが抱える課題解決を図り、その継承・復活を支援する必要があります。

●施策の内容

文化活動の推進については、今後も町文化協会をはじめ、関係機関と連携を図りながら、町民の主体的な文化活動を支援するとともに町文化祭、生涯学習大会等の活動発表の場の確保に努め、文化活動のさらなる充実に努めます。

また、栗野岳山麓の雄大な自然を活かした彫刻造形展を柱に、「芸術がある町」まちづくり事業の継続実施に努めるとともに、霧島アートの森とも連携して創意工夫した取り組みを推進し、芸術文化への意識高揚を図ります。

さらには、国民文化祭で取り組んだ「チェンソーアート」の普及を図るため、芸術家等との交流を推進し、チェンソーアートクラブと連携を深めながら、活動拠点としての取り組みをさらに推進します。

文化財については、歴史研究団体等と連携して、郷土の自然や歴史を学習する機会の拡充に努めながら、各調査機関が発刊した資料集の電子化を図り、インターネット等で検索できるシステムを構築して広く公開します。また、島津義弘公をはじめとする先人の遺徳顕彰が高まる関連史跡の周辺整備事業を実施します。

郷土資料館においては、学校教育における郷土学習の積極的活用を働きかけ、また企画展等を実施することにより、郷土資料館の有効活用を図ります。

伝統芸能は、先人の努力により受け継がれてきたものであり、地域にふれあいを生み、地域づくりに欠かすことのできないものとして再認識し、保存会ならびに各地区公民館との連携を強化し、後継者の育成や道具の維持などの課題解決を図り、保存・継承に努めます。

(5) ふれあい交流の推進

●現状と課題

住民の融和と一体化を図るため、高齢者学級をはじめとする各種学級・講座において、交流会や研修会を開催しています。町子ども会育成連絡協議会や町PTA連絡協議会においても一体化を図る行事として、町子ども会大会やウォークラリー大会を開催しています。

社会体育については、町民スポーツ大会や町内駅伝競走大会を開催し、地区対抗と位置付け住民の交流の場としています。

今後は、国際交流員の活動を子ども会活動や地域活動の場にも広げるとともに、多様な国際交流を進める必要があります。

また、一体化を感じさせる地域間の交流や文化財を活用した啓発活動を展開する必要があります。

●施策の内容

住民の融和と一体化を図るため、町内の各団体行事や社会教育行事を開催し、ふれあい交流を推進します。

また、多様な国際交流を支援するとともに、国際交流員を招致するなど、地域レ

ベルでの国際交流の推進を図ります。

さらに、地域情報の発信や町出身者・関係団体、地域おこし団体等との連携を深めながら、県境を超えた地域間交流を推進します。

（6）人材育成の推進

●現状と課題

① 家庭，地域，学校が一体となった青少年の健全育成

次代を担う心豊かな青少年を育成するため，家庭・地域・学校が一体となり，青少年育成町民会議を中心とした「ひとん子も我が子運動」の推進を図り，町民総ぐるみの活動として「ひと声添えたあいさつ運動」や「ふれあいラジオ体操」等を行っています。

課題としては，青少年の現状や青少年町民会議の意義を町民に広く啓発し，町民総ぐるみの活動としていく必要があります。また，青少年の非行，問題行動の未然防止に向けた取り組みとして地域内点検を行う必要があります。

② 人材育成事業の推進

心豊かで国際性豊かな青少年を育み，次世代の湧水町を担うリーダーを育成するため「チャレンジャーゆうすいっ子事業」，「ふるさと学寮事業」を実施しています。

今後は，研修参加者の地域や学校での活用や中学生の参加者拡大などが課題となっています。また，県や地区で開催されるリーダー研修に計画的に派遣する必要があります。

③ ボランティア活動の推進

地域の特性を活かした，ふるさとを学ぶ活動としてふるさと教育活動を関係機関（町子連，町P連，地区公民館）と連携し，各地区（16 地区）で日時，内容等を設定し開催しています。地区により活動内容に温度差があり，今後，内容を充実させていくことや，子ども達の主体的な関わりの中で運営していくことが必要です。

また，保育園や町主催行事において，中学生・高校生にボランティア活動の機会を設定していますが，今後，更に多様なボランティア活動の場や機会の拡充に努める必要があります。

●施策の内容

① 家庭，地域，学校が一体となった青少年の健全育成

青少年が主体的に活動できる資質や能力を育成するため，豊かな自然体験，生活体験等の機会の拡充を図るとともに，青少年育成団体の指導者及びジュニア・リーダーの養成に努めるなど青少年教育の充実を図ります。

また，家庭，地域，学校と連携し，青少年の非行や問題行動等の防止のため，社会環境づくりの整備に努めるとともに，あいさつ・ひと声運動を推進するなど，地

域ぐるみの青少年の健全育成に努めます。特に、「ひと声添えたあいさつ運動」については、啓発チラシ等を用い繰り返し啓発し、運動の広がり と 充実に努めています。

② 人材育成事業の推進

活力と魅力あるまちづくりに寄与する人材の育成と文化の発展向上を目指し、これまでの人材育成事業の評価や今後のあり方を検討しながら、より効率的で効果的な人材育成事業の展開を図ります。また、町民の人材育成事業への積極的な参加を促すため、広報活動に努めるとともに、参加しやすい新規事業の計画に取り組みます。

さらに、リーダー研修終了後の啓発を推進し、研修修了者が地区活動において活躍できる場を設定します。

③ ボランティア活動の推進

地域の特性を生かした体験活動やボランティアリーダーを養成するための講座・研修会などの学習機会の提供に努めます。また、ボランティア活動への関心や理解を深めるため、広報活動を展開し、住民の自主的な参加を促進します。

さらに、社会福祉協議会や青少年育成団体等各種団体との連携を図りながら、地域に密着したボランティア活動が展開できるよう支援を図ります。

(7) 基本的人権の尊重

●現状と課題

① 人権意識の啓発

人権に関する学習を町内に開設している各家庭教育学級で年間1回以上開催しており、生涯学習推進大会において、人権問題に関する内容を含んだ特別講演を開催しています。

また、人権教育学習会を小学生と中学生を対象に各学校等で開催し、解放学習と補充学習を行っています。

今後も、機会を捉えて人権に関する学習の場を設定していくことが必要であり、継続的な学習講座や研修会等を開催していくことが必要です。更に、機会を捉えた人権学習チラシの配布により、人権意識の啓発に努める必要があります。

② 男女共同参画社会の啓発

さまざまな立場の女性団体の方々が、まるやかなネットワークの中で情報交換を行い、共通課題について学習していく場として、女性交流会を開催しています。

今後、女性の視点から地域課題や生活課題に対する学習や実践活動を推進し継続していくためには、各地区公民館の女性部をはじめ各種団体・グループ・企業等に交流会への積極的な参加を促すとともに女性団体連絡調整会議へと組織化に努めて

いく必要があります。

●施策の内容

① 人権意識の啓発

人権擁護委員や関係機関との連携を図りながら、基本的人権尊重の精神に立ち、学校、家庭、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通して、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する差別や偏見などさまざまな人権問題についての正しい認識と理解を深めるため、人権教育の充実並びに人権意識の啓発に努めます。

② 男女共同参画社会の啓発

男女共同参画社会の実現を目指して、男女が家事、育児、介護、地域活動等のあらゆる分野において固定的な性別役割の意識解消のための啓発として、定期的なフォーラム等の実施を図ります。

また、女性団体連絡調整会議や男女共同参画推進懇話会等各種団体との連携体制づくりや女性リーダーの育成、ネットワークづくり等女性が持つ能力を十分に発揮し、活躍できる場の充実を図ります。

3. 地域資源を生かして多くの人交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進

●施策の体系

- (1) 交流とふれあいで作る新しい農業の振興
- (2) 地域資源を生かした林業の振興
- (3) 商工会の組織連携と個性ある顧客サービスの充実による商工業の振興
- (4) 地域資源を生かし、地域産業との連携を通して人のふれあい豊かな観光の振興
- (5) 子ども達が地元に着定できる雇用・就業の場の確保

(1) 交流とふれあいで作る新しい農業の振興

●現状と課題

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、兼業化及び過疎化に加えて、農産物の輸入自由化や販売価格の低迷など依然として厳しい状況下にあります。本町は、純農村地帯であり、米・畜産・茶・白ねぎ等が主な経営形態となっています。

基盤整備については、水田地帯は各種補助事業により概ね整備されてきましたが、畑作地帯においては、茶、飼料等が主であり、茶は永年作であることと飼料にいたっては大規模畜産、特に酪農は粗飼料確保のため、代替用地の必要性また、普通畑においても各作目の低迷により、受益者負担金等の問題が大きな阻害要因となっています。

水稻については、国の米政策改革により米の作付数量の調整が実施され、生産調整は、大豆・葉たばこ・甘しょ・飼料作物等が集团的に作付けされますが、今後も引き続き生産調整を実施する必要があることから、集団化を推進していく必要があります。

経営面については、茶・畜産等専門化が徐々に進む中、水稻を中心とした複合経営も行われていますが、後継者の確保が難しい状況にあります。

畜産関係については、牛肉の輸入自由化に対し、肉質・増体とも優れた肉用牛を低コストで生産できる体制の強化が必要です。

農用地については、遊休地等が見受けられますが、農業経営基盤強化促進事業等の推進により、農用地の流動化が促進されつつありますが、その比率は低い状況にあります。また、農業機械の近代化・大型化は進んでいるものの農地が分散しており、有効に利用されていないなど農業コストの面での効率化が図られていないのが現状です。

物産館等の施設整備は図られましたが、農畜産物加工グループ等への支援、商品開発研究に取組み品数を整え、販路の拡大を図る必要があります。

今後、グリーン・ツーリズムや援農型ワーキングホリデーなどの事業については、グリーンツーリズム湧水と歩調を合わせながら、都市住民との交流・体験教育旅

行・農家民泊等の推進を図る必要があります。

●施策の内容

① 生産基盤の整備と農業を支える人材の育成

農地等の基盤整備や農道，農業施設の整備に努めるとともに，土地利用型農家の育成や中核的担い手農家への土地集積を図ります。併せて，農作業受委託組織の育成や農業機械の共同利用など，小規模零細農家等においても農業生産活動を継続的に担える仕組みづくりを推進します。

また，担い手農家や後継者の育成，新規就農者の確保を図るとともに集落営農の組織化に取り組みます。

② 地域特性を踏まえた安全・安心な農作物の生産振興

米や白ねぎ等の園芸，茶，花き，果樹については，地域特性に合わせた生産振興を図る中で，生産基盤の確立や価格安定対策等生産体制の確立により，産地形成や農業経営の安定を図ります。

また，畜産農家との連携等により堆肥を利用した有機栽培を推進し，安全・安心な農産物の生産と環境保全型農業を推進します。

③ 畜産の振興

牛肉の輸入自由化や牛乳，乳製品の消費量が激減する中，肉質，増体に優れた肉用牛生産と安心安全な乳製品を低コストで生産できる体制を確立するため，優良雌牛（肉用牛：高育種雌牛，乳用牛：高能力牛）導入と優良種雄牛との計画交配を図るとともに，受精卵移植等の新しい技術導入により，肉質の改善に努めます。

また，コスト削減のために粗飼料の自給率向上を図り，水田の有効活用と貯蔵技術の指導推進に努めます。

④ 農畜産物の加工，流通，販売の促進

農畜産物の加工グループ等への支援の充実を図るとともに，物産館等を活用した農畜産物の供給，いわゆる“地産地消”を推進し販路拡大を図ります。

また，6次産業化事業に対して支援することにより農業振興や，農家の所得向上を図ります。

一方で，学校給食や宿泊施設等における活用を促進し「食」による地域農畜産物の知名度の向上を図ります。

⑤ 観光と連携した農業の推進

グリーン・ツーリズムや援農型ワーキングホリデーなど都市住民と交流できる新しい型の農業を振興するとともに，農業を若い人たちに触れさせ，伝えていく体験型農業の取り組みを促進します。

また，グリーン・ツーリズムを推進するため，農家と関係機関との情報交換の充

実を図り、体験教育旅行の受入れや農家民泊等、農家、農業者の独自の取り組みを支援し、農業従事者の育成に努めます。

(2) 地域資源を生かした林業の振興

●現状と課題

森林は町土の保全、水源のかん養、木材等の多面的機能の発揮によって町民の生活及び経済に大きく貢献しています。昭和30年代以降、積極的に造成されたスギ・ヒノキを中心とした人工林は、森林組合が中心となって適正に維持管理され、着実にその蓄積を増大しつつあります。その間の除伐・間伐等の集団的施業を実施し、良質材を定期的に定量に生産出荷できる体制づくりを図る必要があります。

近年の社会情勢の大きな変動の中で、木材需要量に占める外材の割合が高まり、農山村の過疎化の進行に伴う林業担い手の減少、更には産地間競争に対応できる生産・流通・加工体制の立ち遅れなど多くの問題があります。

また、町外居住者の山林が増加傾向にあることから、これらの管理指導の対策も必要となっています。町外居住者の山林についても森林の所有規模が零細で分散的であり、経営規模拡大は困難であるため、森林組合による協業化により施業単位の拡大を図る必要があります。

特用林産物の経営は、小規模・粗放であることから、今後、技術普及と生産組織の育成や生産基盤、生産加工集出荷施設の整備等を総合的に推進する必要があります。

森林資源の有効活用による山村と都市との交流は、今後需要が伸びる分野ではありますが、林業生産性の向上、生産から流通に至る供給体制の確立を図る必要があります。

●施策の内容

① 生産基盤の整備と林業を担う人材の育成

伐採、造林、保育作業に活用しやすい林道、作業道等を整備し、高性能林業機械等の導入などを進め、林業労働の軽減と低コスト化を図ります。

また、森林組合職員や林業関係者などへの技術研修や就労環境の改善などを図り、林業を担う人材を育成します。

② 健全な森林資源の育成

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、自然環境との調和を図りながら、健全な森林資源の維持増進生産を目指して計画的な造林を推進します。

また、良質材の生産を目指し、適期の森林施業を計画的に推進します。

③ 林産物の生産・加工・流通の充実

除間伐を組織的、計画的に推進し、生産から流通加工に至る一貫した生産供給体制づくりを目指します。また、町内製材業者への安定供給を図るとともに、森林組合の強化を図りながら販路の確保に努めます。

特用林産物については、しいたけ、たけのこ、木竹炭の長期的・安定的な生産経営を推進するため、その基盤の整備と生産者の組織化並びに労働力の軽減を促進し、施設等の整備・強化に努めるとともに、観光と連携した林業振興を推進します。

④ 町有林経営の合理化

町有林経営については、森林資源の培養や生産力の増進などの経済的機能と国土保全や良好な自然環境の保全・形成等の公益的機能との調和に充分配慮しながら町の基本財産を造成するとともに、一般民有林経営の模範を示すべく森林経営の合理化・生産性の向上を図ります。

(3) 商工会の組織連携と個性ある顧客サービスの充実による商工業の振興

●現状と課題

商業・サービス業は、長引く景気低迷に加え、周辺地域での大型店舗の進出や高齢化・後継者問題など厳しい環境にあります。とりわけ、本町の商店街は栗野地域、吉松地域それぞれ中心部に集中しているものの、空き店舗の増加により商機能の連続性が阻害され、消費者の多様なニーズに対応しきれないため、消費者の利便性の面からも問題が生じており、商機能の回復を図る必要があります。

一方では、リバーサイドモールなど店舗の郊外への立地が進み、新たな商業空間が形成されつつあります。

工業については、古くから食料品加工業や竹製品の製造、製材業、土木・建築関連産業等を中心に展開されています。しかし、いずれも小規模経営で外国産や地域間競争の激化、従業者の高齢化など経営状況が厳しい事業所も存在します。

近年では、鹿児島空港や九州縦貫自動車道栗野インターチェンジ等、交通の利便性を利用した流通関連事業所の進出があります。

後継者等の人材育成や新技術・新商品の開発などを図り、競争に強い製造業・工業を育成する必要があります。

●施策の内容

① 商工会の連携促進

商工会活動を積極的に支援し、後継者等の人材育成や金融、信用保証などの資金面や経営の合理化等の相談・指導、経営診断や研修会等の実施による商工業の振興を促進します。また、関係機関との連携・協調を図り、商工会機能の強化を促進します。

② にぎわいのある商業空間の形成

栗野駅及び吉松駅前周辺については、土地区画整理事業等の推進により、駐車場の確保や湧水を活用した水路整備によるゆとりあるまちの景観形成を図るとともに、商業集積を促進し、地域住民をはじめ、観光客等においても魅力的なにぎわいのある商業空間の形成を図ります。

③ 観光・農業との連携強化

イベントや観光地等に訪れた人々に地元商店での買い物や飲食等に誘導するため、積極的な情報発信に努めるとともに、観光と農業が連携した地場製品の販売や特産品づくりを推進するなど観光と農業、商工業の連携を図ります。また、農村部の空き家等を利用した郷土料理の提供や観光客向けの商品販売など新たな商業の展開を促進します。

④ 地域資源の把握や再評価による新製品・特産品開発

各種産業関係者、特産品協会等との連携により既存製品の再評価及び新しい資源の調査や評価を実施し、新製品等の特産品開発を推進します。

また、地域素材の付加価値を助長し本町ブランドの確立を図るとともに本町イメージの情報発信を図ります。

(4) 地域資源を生かし、地域産業との連携を通して人のふれあい豊かな観光の振興

●現状と課題

全国的に観光需要が回復しつつあるなか、本県における観光客数も九州新幹線開業の効果もあり堅調な動きとなっています。このような状況のもと本町においても、固有の地域資源を生かした湧水町高原フェスタや棚田ウォーキング、丸池感謝の夕べ、山野草を観る会などの個性的なイベントの実施に官民一体となって取り組むほか、「湧水」をキーワードにした観光拠点の整備を推進しており、観光を軸とした交流人口は着実に増加しています。

また、霧島アートの森を中心に霧島地域や川内川上流地域、県境地域等と連動した広域的な観光流動の増加が期待されます。

しかしながら、未利用の観光資源が存在すると思われ、各観光施設のネットワーク化が不十分な状況にあり、点から線、面へ誘導する必要があります。

また、町民と観光客の交流や情報の集積・発信を図るための拠点が未整備であるなど、幅広い交流人口獲得のための仕掛け作りが必要です。

また、修学旅行等において、都会の非日常的生活を体験する体験型観光が脚光を浴びつつあることから、これを支える受皿や地域おこし協力隊等の活用についても積極的に取り組む必要があります。

●施策の内容

① 観光拠点のネットワーク化による広域観光の推進

霧島地域、川内川上流地域、県境地域と連携した広域的な観光ネットワークの形成をはじめ、モデルルートの開発やインフォメーション機能を果たす施設の整備やソフト対策としてイベントカレンダーの作成等その推進を図ります。また、霧島地域とのアクセス向上を図るため、県道栗野停車場えびの高原線の早期完成に向けての積極的な要望活動を展開します。

② 個性ある観光地づくり

湧水や河川を活用した公園や緑地など子どもから大人まで楽しめる施設とし、遊びや水汲みのできる親水空間の整備を進め、水を活かした観光地づくりを推進します。

また、温泉や観光イベントを活かした滞在型観光の推進を図ります。

さらに、彫刻作品や造形作品、チェンソーアート作品が点在する街並みなど、霧島アートの森を拠点とした芸術空間を創造し、芸術に触れ親しむ観光地づくりに努めます。

③ イベントの充実強化

自然特性や伝統文化など地域資源を観光素材として最大限に生かし、湧水町高原フェスタ、丸池感謝の夕べ、山野草を観る会など地域独自のイベントの充実を図り、交流人口の増大に努めます。

④ 観光を支える人材の育成

観光協会や各種協議会など関係団体と連携し、観光講座の開催や観光ガイド制度の充実などによる人材発掘・育成を図り、観光を支える人づくりに努めます。

(5) 子ども達が地元に着定できる雇用・就業の場の確保

●現状と課題

先行きが不透明な経済状況のなかで、事業所の撤退や長年にわたり事業を展開してきたヤマハ鹿児島セミコンダクタ㈱が事業の合理化等により他社へ事業を譲渡するなど、企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このようななか、ヤマハ鹿児島セミコンダクタ㈱の工場を承継した新たな企業の進出や広大な遊休地を活用した大規模太陽光発電事業の立地など、就業機会の確保が図られつつあります。

平成 22 年 3 月に廃校となった栗野工業高等学校跡地への企業等の誘致や鹿児島県による霧島くりの工業団地の整備が進むよう早期着工の要望を行い、子ども達が地元に着定できるよう企業誘致活動も積極的に展開する必要があります。

●施策の内容

① 工業団地の整備促進と積極的な企業誘致

霧島くりの工業団地については、鹿児島県へ早期着工を要望するとともに、栗野工業高等学校跡地については、鹿児島県と連携を取りながら企業等の誘致を図ります。

また、鹿児島空港や九州縦貫自動車道の栗野インターチェンジなど、恵まれた地理的条件を生かすとともに、企業立地懇話会等のネットワーク等を活用した情報収集や湧水町企業立地促進条例等による優遇制度を活用した企業誘致を積極的に展開し、一方では、地場産業やベンチャー企業等の育成も図ります。

② 地域就業情報の提供

公共職業安定所と連携し、ホームページや広報等を活用した地域就業情報の提供に努めます。

③ 高速交通網と地域特性を生かした産業の振興

町内のスポーツ施設や文化施設、豊富な温泉群を生かして、企業研修や大学の合宿等の誘致に取り組むなど、様々な施設を活用した受入体制の構築に向けて検討を図ります。

また、熊本・宮崎・鹿児島3県の中心部に位置する立地環境と、九州縦貫自動車道栗野インターチェンジや鹿児島空港にも近接する交通環境を生かした産業の創出を支援します。

4. 住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備推進

●施策の体系

- (1) 住む人にも訪れる人にも魅力ある市街地の整備
- (2) 災害に強い、安全なまちづくり
- (3) 安全で安心、利便性の高い道路・交通体系の整備
- (4) 安全でおいしい水の供給
- (5) 高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備促進
- (6) 住民が安心して暮らせる消防・防災対策の充実
- (7) 消費者保護対策の強化

(1) 住む人にも訪れる人にも魅力ある市街地の整備

●現状と課題

中心市街地は、生活基盤の未整備や人口の流失による高齢化及び空洞化が進んでいる現状で、空き家、空き店舗が多くなり、住居環境が悪化しつつあります。

このため、吉松駅周辺では、鉄道関連施設等の整備とともに、空家、空き店舗をチャレンジショップやアンテナショップ等への利活用を図り、町並みの整備を検討し交流人口の増加を図る必要があります。

また、栗野駅周辺は、下場土地地区画整理事業により、公共施設の整備を行い、密集した既成市街地を再編することにより、商店街の活性化と宅地の利用増進を図り、良好な市街地を形成して、都市機能の円滑化と都市環境の充実を図る必要があります。

●施策の内容

霧島アートの森とも連携した芸術と自然を生かした魅力ある市街地形成を図るとともに、バリアフリー化や駐車場を整備し、誰もが歩きやすく、訪れやすいまちづくりを推進します。

また、県境の玄関口として、地域特性を生かした景観づくりなど美しいまちづくりを推進するとともに訪れる人にも分かりやすい案内板等の整備に努めます。

(2) 災害に強い、安全なまちづくり

●現状と課題

本町の森林の状況は、森林面積 10,060ha で、全体の約 69.70%を占め、そのうち国有林 3,399ha、民有林 6,661ha となっています。

昭和 30 年代以降、積極的に造林されたスギ・ヒノキを中心とした人工林は、森

林組合が中心となって維持管理されてきているものの、社会情勢の大きな変動の中で、木材需要に占める外材の割合が高まり、農山村の過疎化の進行に伴う林業担い手の減少と高齢化などにより、適正な管理がなされていない山林が見受けられます。

また、管理の行き届かない山林については、地盤への日照不足により地盤が露出し、更にはシラス地帯が多いことから、集中豪雨等による土砂流失や山地災害が発生しやすいため、山地災害の未然防止対策の必要があります。また、国土の保全、水源涵養機能を拡充強化、生活環境の保全・形成を図り、安全で住みよい国土づくりを推進する必要があります。

治水対策については、国直轄河川の川内川において流域全体で、上下流のバランスを考慮し、年次的、且つ、計画的に整備が進められています。特に町内の上流域においては、本川の水位上昇による床上浸水等の内水被害が頻発していましたが、阿波井堰の完成により、今後の被害軽減が期待されます。一方、県河川、町河川においても、厳しい財政事情からそのほとんどは抜本的治水対策が執れず、災害復旧事業対応となっており、適正な河川の維持管理ができていない状況であります。今後、安心して安全な住民生活が営めるよう計画的に整備を図る必要があります。

町内に多くの土石流危険渓流（27 渓流）及び急傾斜地崩壊危険箇所（63 箇所）があり、その整備については計画的に進められていますが、整備が遅れており、度重なる豪雨等により、人的被害こそ発生していないが、多くの土砂災害が発生している現状であり、その対策が急がれます。

●施策の内容

① 治山事業

治山施設については、治山事業計画に基づき、年次計画的に整備を実施し、山地崩壊や土砂流出の防止を図ります。

また、復旧治山事業や予防治山事業により治山ダム建設を推進するとともに、水源かん養や自然環境の保全等森林の持つ公益的機能に配慮して、森林の造成など保安林の整備を推進します。

② 治水事業

川内川河川改修については、浸水被害等の主たる原因が、河川水位の上昇による内水被害であることから、今回の堰の完成で今後、被害の軽減が期待されますが、近年、頻発しているゲリラ豪雨等が見込まれることから、寄州除去及び内水の排水対策等の治水対策の促進を図る必要があるため、国や県に対して働きかけていきます。

また、県河川及び町河川の整備についても、自然環境に配慮しながら年次的に整備を進めるよう努めます。

一方、河川改修と併せて洪水時の情報伝達及び避難等に関するソフト面の対策を推進します。

③ 砂防・急傾斜事業

土石流、地すべり及びがけ崩れ等による土砂災害の防止のため、土石流危険渓流、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の計画的整備に加え、警戒避難体制のソフト面の対策を推進します。

(3) 安全で安心、利便性の高い道路・交通体系の整備

●現状と課題

本町の道路の現状については、中心部を国道268号が縦貫し、県道が栗野加治木線など7路線と連絡して集落及び公共施設等を結ぶ町道(387路線、総延長277km)に加えて、広域農道をはじめとする農道網が農業の生産性向上等の目的で配置されています。

また、九州縦貫自動車道が町の東部を通り、南九州の主要都市へ結ばれており、交通量が増加しています。これらの道路網を一体的に整備することが、まちづくりの重要な課題となっています。

国道については、1次改築は終わっていますが、洪水等による冠水のため通行不能となる箇所があり、災害に強い信頼性の高い道路整備が望まれています。

県道については、計画的に整備が進められているところですが、特に木場吉松えびの線は、生活道及び産業振興の基幹道としてだけでなく、合併による旧町地域間の一体性を醸成するための路線として、また、災害時の国道の迂回路として、早期の整備が望まれています。

町道・農道についても計画的に各種補助事業等を導入し、整備を進めており、改良・舗装率については県平均より高い整備率となっています。しかし、幅員狭小・視距不良等で改良を要する路線や簡易舗装のため老朽化が著しい路線が多く、今後とも計画的な整備が必要です。

通学・通園及び高齢者等の交通手段を持たない住民をはじめ、さまざまな人々の交通手段として巡回型の「ふるさとバス」を運行していますが、更に住民が利用しやすい運行形態の整備を図る必要があります。

●施策の内容

① 道路網の整備

国道については、合併した本町として最も重要な路線であり、広域連携軸として位置づけており、更に充実した整備が望まれています。全線において1次改築は終了していますが、洪水等による冠水により通行不能となる箇所も発生することから、局部改良を含む災害に強い道路整備と住民が安全で安心して利用できる歩道の整備促進のため、要望活動等の取り組みを強化します。

県道については、地域間及び周辺市町を結ぶ重要路線であり、地域連携軸として位置付けており、更に充実した整備が望まれています。特に木場吉松えびの線については、合併した両地域の一体性を醸成するため、また、国道268号の災害時の迂

回路としての役割が以前にも増していることから、早急に整備が図られるよう要望活動等の取り組みを強化します。他の路線についても利便性、安全性の高い道路として整備が図られるよう要望活動等の取り組みを強化します。

町道・農道については、計画的に整備を進めていますが、多くの路線を抱え路面の荒廃、幅員狭小、視距不良の路線もあり、生活の利便性向上と人にやさしい道づくりを基本に整備を図ります。あわせて、舗装維持修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画等に基づき計画的な道路の維持管理を行いながら、ライフサイクルコストの縮減も図ります。

② 交通体系充実

子どもや高齢者などの交通弱者の利便性の向上を図るとともに、広く町民や観光客に親しまれる「ふるさとバス」の充実を図ります。

また、生活の利便性を高めるため、高速道路バス停へのアクセスや乗り入れ改善、JRの通勤時間帯の増便を働きかけるなど交通機関の確保と充実を図ります。

(4) 安全でおいしい水の供給

●現状と課題

水道事業は、上水道事業1箇所、簡易水道事業4箇所の計5箇所を併せて地方公営企業として経営していましたが、平成28年度からは、経営だけでなく、事業の一元化を図るため全水道事業の統合を行い、湧水町上水道事業としてスタートしました。

平成27年度簡易水道統合整備事業により、幸田簡易水道事業と竹迫簡易水道事業を統合し、豊富な水量を保持する地下水を水源としている幸田簡易水道の配水管より分水し、竹迫地域内の配水管布設替えと幸田簡易水道の施設の更新や配水池増設の整備を行ったことにより維持管理性の向上、並びに、幸田地区民への安全で安定した水道水の供給ができています。

また、吉松地域においては、現在3箇所の湧水を水源としているが、取水量の低下や水質汚染等を生じる恐れのある水源があり、将来の水源確保に懸念していた中、平成25年度に沢原台地で試験井戸の掘削をした結果、良好な水質水量を備えた水源が確保できたことにより、この水源を軸とした水道水供給システムの構築を計画すると共に、計測機器の設置とテレメータ設備による遠方監視装置の整備により管理の一元化と維持管理性の向上ができるよう整備計画に取り組んでいきます。

その他の地区においても水道施設の老朽化や水圧不足の解消等、計画的な施設の更新や維持管理に努め、今後は郊外への住宅建設や企業立地予定など将来の需要に沿った施設整備を行う必要があります。

水道未普及地域については、現在のところ山間部の一部地域に限られています。水道料金については、財政状況及び経営状況等を分析しながら計画的に適正な料金改定をする必要があります。

●施策の内容

① 安定的、安全な水の供給

給水区域内の老朽管やポンプ機器等の施設更新を計画的に行い、併せて定期的な漏水対策により無効水量を抑制し、有収率を高めます。

土地区画整理事業等による水道管布設替えについては、給水区域全体の水需要を考慮した整備を行います。

水道未整備地区については、道路整備計画や住宅需要の状況並びに将来の収益性を判断・検討し適正な整備を行います。

水需要の変動による局地的な水圧低下や水量不足が発生する地域については、現状や既存施設の能力等を判断しながら、随時改善します。また、安定した水の供給と施設の充実を図るため、必要に応じて整備を行います。

全体的な水道施設管理については、計測機器の設置とテレメータ設備による遠方監視装置の拡充や管路情報システムの更新を行うことにより、管理体制の強化を図ります。

豊かな水資源を今後も適正に管理するため、水道施設の巡回定期点検や水質監視を充実させ、豊富で清浄な水を安定的に供給することにより、地域住民の生活水準の確保と向上に努めます。

② 水道未普及地域の解消

水道未普及地域の水道整備については、水資源の現状や問題点、地域開発等の状況を十分把握し、必要と認められる地域に水道施設の拡張を行います。

住宅が点在する未普及地域は、一部山間部に限られていますが、現状では公共水道の整備は難しいと考えられます。これらの地域には既存の飲料供給施設等があり、現時点では支障はないと思われませんが、今後の動向を見ながら必要に応じて一般行政と連携し、地域の現状にあった適正事業の推進を行います。

③ 水道経営の効率化

現在の水道施設を適正に維持管理し、経営基盤となる施設更新を進め、併せて効率的な事業運営により経費の節減を図ります。

統合整備事業や施設更新により、固定資産の費用化や企業債償還など後年度に負担を残すこととなりますが、一般会計からの適正な助成金の運用や効率的な事務事業により給水原価を抑制し経営の安定化を図ります。

また、将来の施設更新に備えた資産形成と長期的な経営状況を分析し、適正な料金改定を検討し、地方公営企業としての経済性と公共福祉の増進に努めます。

(5) 高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備促進

●現状と課題

情報通信技術は飛躍的なスピードで発達しており、パソコン、インターネット、携帯電話など、日常生活に必要不可欠なものとなっています。これに伴い、情報通信基盤の整備が進み、通信回線についても、大容量で高速な情報通信サービスを利用できる光ファイバ等の超高速ブロードバンドの整備が進められています。

町内においても、通信事業者により光ファイバ等の超高速ブロードバンドの整備が進められていますが、一部の地域では利用できないところもあり、未整備地域における情報通信基盤等の整備が必要となっています。このため、ブロードバンド環境の整備と利活用を通じて住民がICTの恩恵を享受できるよう、超高速ブロードバンドの未整備地域解消に向けた施策を積極的に展開することが求められています。

●施策の内容

① 情報通信基盤の整備

高度情報社会の基盤として、公共施設や学校等をネットワーク化し、高度な行政サービスを提供するための地域公共ネットワークの整備を推進すると共に、通信事業者に対し超高速ブロードバンドの未整備地域解消に向けた要望を行うとともに、町内全域に等しくサービスが開始されるよう整備促進に取り組めます。

② 地上デジタル放送等難視聴地域の解消

難視聴解消については、対象地域住民と協議しながら、住民負担も含めて最も効果的な方法を探るなど解消に向けて取り組みます。

また、携帯電話のサービスが受けられない地域については、通話エリアの拡大を関係機関・団体に働きかけ、不通話地域の解消に努めます。

(6) 住民が安心して暮らせる消防・防災対策の充実

●現状と課題

消防体制については、伊佐湧水消防組合、町消防団で住民の生命と財産を守っています。組合では、近年、多様化、多発化する消防・救急に対応するため、装備の充実を図っているところです。消防団については、若者の減少に伴い団員の高齢化が進む中、女性消防団員による啓発活動を充実させ、高齢者等への防火意識の高揚に努めています。

近年の異常気象により災害が発生しやすい状況にあることから早目の避難による「自分の生命・財産は自分で守る」の防災意識の高揚及び地域自治組織による自主防災組織の強化を推進し、防災活動の行動体制を確立する必要があります。また、高齢者や介護を必要とする災害弱者の避難体制を福祉施設等関係機関との連携により確保することが必要です。

●施策の内容

① 総合的な消防・防災体制の整備推進

消防・防災対策については、総合的に取り組む体制づくりを進めるとともに、広域的な視点に立った他市町との連携を図ります。さらに、防災には地域の声かけや日常的な連絡・連携が重要なことから、地域ぐるみの防災体制の構築を推進するとともに、災害時の避難体制についても、傷病者、幼児、高齢者等災害弱者のための安全な避難場所、避難経路等の事前の確保と周知を図るなど内容の充実に努めます。

② 消防団組織の育成・整備

消防団については、地域の実情を把握しており、災害の未然防止や被害の拡大防止に重要な役割を果たすことから、消防団員の確保と各種訓練を実施し、災害時における連携動作を習得するなど、更に充実に努めます。また、非常時に即応できる消防施設設備の整備を計画的に実施し、消防力の充実に努めます。

③ より安心できる救急対策の充実

救急対策として、消防組合の救急救命士確保や高規格救急車の配備により、救急体制の充実が図られるように努めます。また、専門的な人材の配置だけでなく、地域住民自らが救急救命に対する意識を持つよう自主防災組織等への講習会の充実に努め、緊急時に対応できる人材育成に努めます。

④ 住民の防火・防災意識の高揚

町広報誌や防災行政無線等により防火・防災に関する情報の提供を行い、防火・防災意識の高揚に努めます。また、併せて郵便局等関係機関と連携し、地域ぐるみによる防火・防災意識の高揚を図ります。

⑤ がけ地近接危険住宅対策

がけ地近接危険住宅については、地域の状況を把握し移転を促進します。

(7) 消費者保護対策の強化

●現状と課題

高齢者や社会的弱者を標的にした悪質な訪問販売や特殊詐欺、架空請求などが増え社会問題となっています。警察や関係機関と連携し、パトロールや広報、クーリングオフや契約相手方との交渉による解約手続きなど対応していますが、年々、手口が巧妙化しています。

●施策の内容

広報紙や防災行政無線による情報の提供やあらゆる機会を捉えた、消費生活に関する意識の高揚に努めます。また、関係機関と連携し、相談体制の強化を図ります。

5. 住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進

●施策の体系

- (1) 住む人の夢が広がる住宅・宅地の整備
- (2) ゆとりある公園・緑地の整備
- (3) みんなで取り組む循環型社会の推進
- (4) 豊かな自然環境の保全
- (5) 高齢者や子ども達にも安心・安全な防犯，交通安全対策の充実

(1) 住む人の夢が広がる住宅・宅地の整備

●現状と課題

平成 27 年 12 月末現在 456 戸の町営住宅を管理しています。これまでも、必要に応じて建て替えや個別改善事業などの事業を実施してきましたが、厳しい財政状況、人口減少、高齢化の進展の中で長期的な視点に立ち、町内の真に住宅に困窮する世帯の状況を踏まえ、今後共建て替えや計画的な修繕・改善により長寿命化を図るもの、各団地との統合により用途廃止を行うものなどの判別を行い、町営住宅ストックを効率的かつ効果的に管理していくことが求められています。

今後の公営住宅等の活用は、湧水町公営住宅等長寿命化計画に基づき、他の施設等と連携を取りながら、住宅性能や設備水準などが高度化、多様化してきている今日の住宅ニーズに対応していく必要があります。

一方、住宅用地の供給は、人口減少や核家族化対策として、有効な手段となっています。安価で住環境に優れた宅地の造成が行われていますが、早期に分譲を行い定住促進を図る必要があります。

●施策の内容

① 定住化の促進

少子化対策や若年者の定住化対策として公営住宅の整備や宅地分譲を推進するとともに、生活雑排水対策や緑地・広場等の住環境整備も併せて推進します。

また、宅地分譲の状況を見極めながら、新たな宅地造成等の検討も進めます。

② 既存公営住宅等の維持保全

既設の公営住宅等については、長寿命化計画に基づき、公営住宅等ストック総合改善事業による国庫補助事業等を積極的に取り入れ、建替事業、改善事業、維持保全など適切な手法を選択し、良好な維持管理に努めます。

耐用年数の到来した木造住宅団地の建て替え、用途廃止、新設の住宅団地におい

ては、高齢者障がい者、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいとして住環境水準の高度化を図っていきます。また、鉄筋コンクリート住宅についても設備改善、バリアフリー改善を中心とした「個別改善」と併せて外壁落下防止及び屋根防水改修を推進していきます。

(2) ゆとりある公園・緑地の整備

●現状と課題

本町には、栗野岳や湧水群、棚田など自然に恵まれた場所が数多く存在します。都市部の雑踏から癒し、憩いを求めて来る観光客もあり、一部については、整備されたもののトイレ、休憩施設などの施設整備が求められています。

また、交流人口拡大のための手段として、これらの施設整備は重要な役割をもっており、併せて、地域経済の発展に向けた取り組みを図る必要があります。

●施策の内容

公園施設を訪れた人々が安心して遊び、手軽に緑に親しめる、ゆとりある公園整備に努めます。

また、自然志向の高まりによる交流人口の増加が予測されることから、快適な生活環境づくりを図るため、霧島山麓の豊富な湧水を有効に活用した親水公園など、心身共にリフレッシュできるような施設整備を推進します。

(3) みんなで取り組む循環型社会の推進

●現状と課題

国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に循環型社会形成基本法が制定され、製品等の消費により排出される廃棄物の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の促進に努め、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減する必要があります。

そのような現状の下、本町のごみ処理は、可燃ごみを伊佐北始良環境管理組合で焼却処理し、資源ごみは、限りある資源の有効活用と不燃ごみの効率的処理と資源の再利用に向けて分別収集し、ごみ量は横ばい傾向にあります。ごみの減量化や資源となるごみへの分別など町衛生普及会と連携を図り循環型社会の推進に取り組む必要があります。また、空き缶や家庭ごみの不法投棄も絶えない状況であり、対策を講ずる必要があります。

生活排水については、公共用水域の水質汚濁を防止するため、年次的に合併処理浄化槽の普及を更に推進する必要があります。また、し尿処理施設は、適正な処理がなされるよう適宜施設の整備を図る必要があります。

地球温暖化を進行させている温室効果ガスを削減する低酸素社会の実現に向け、温暖化対策を進めて行く必要があります。

●施策の内容

① ごみの減量化やリサイクルの推進

ごみの分別については、環境に配慮した分別の方法や収集に努め、分別による減量化や資源リサイクルの推進を図ります。

また、一般廃棄物処理については、広域による処理の効率化に努め、産業廃棄物処理については、県産業廃棄物処理計画に基づき県の施策等への必要な協力に努めます。廃棄物の不法投棄や不適切処理については、パトロールの強化や各関係機関と連携し、撲滅を目指した対策に取り組めます。

② 生活排水の適切な処理の推進

自然環境を保全し、観光振興を図るためにも、合併処理浄化槽による生活排水処理対策の推進を図ります。

し尿処理については、効率的、より効果的に管理運営をするために指定管理者制度で民間の能力を活用し、施設が長期に安定して利用できるように施設の健全運営に取り組めます。

③ 地球温暖化対策の推進

省エネルギーの理解に向けた住民への情報提供に努めるとともに、低酸素社会の実現に向けクールビズ運動の推進を図り、地球温暖化対策の啓発に取り組めます。

また、公共施設における太陽光発電システムの設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入などの新エネルギー利用促進に取り組めます。

(4) 豊かな自然環境の保全

●現状と課題

町は、水、緑、温泉など豊かな自然環境に恵まれています。

栗野岳地域は、昭和9年に全国で最初に指定された霧島錦江湾国立公園の霧島地区に含まれており、自然度の高い樹林帯及び自生のカシワ林が残っています。

また、鳥類・昆虫類では、渡り鳥や希少種も生息している蝶の宝庫として知られています。しかしながら近年自然林の伐採、植物等の盗採など自然が破壊されつつあります。この恵まれた自然を保全し、後世に引き継ぐことは我々に課せられた使命であるとともに、活用にあたっては開発区域と保全区域の明確な区分をする必要があります。

環境保全については、町内の誘致企業と公害防止協定を結び、定期的に水質検査を実施していますが、地場産業等他の企業についても環境汚染、騒音や振動等の公害が生じることも考えられます。

近年の混住化や農畜産業の規模拡大等により、一部の地域において農畜産業に起因する水質汚濁や悪臭等が見られ、家畜糞尿の適正な処理を推進する必要があります。

●施策の内容

① 自然環境の保全・活用

自然保護団体と連携して自然保護への意識を啓発するとともに自然保護パトロールを実施し、盗採防止等を強化しながら豊富で優れた自然環境の保全に努めます。

また、ユウスゲやヒガンザクラ、ノハナショウブの自生地や町有地等における昆虫等の保護を図ります。

なお、栗野岳開発に当たっては、標高別に保全区域と開発区域を区分し、その他の区域においても、環境に配慮しながら活用を図ります。

② 生活環境の保全対策の推進

町内の誘致企業と公害防止協定に基づく水質検査や河川等の水質検査を行うなど監視の充実を図り、騒音、振動、煤煙、粉塵等についても監視を強化し、良好な環境の保全を図ります。

また、生態系を壊さないように配慮した自然豊かな環境の保全に努めます。

特に、湧水群については、地域水環境の象徴として自然景観を保全するとともに、地域の自然を残しながら周辺環境を整備して、誰もが憩える水辺環境を推進します。

③家畜排せつ物処理対策

地域住民に配慮し適正な管理及び処理を行うように、県等の関係機関と連携を図り畜産業を営む者に対し、監視の強化に努めます。

（５）高齢者や子ども達にも安心・安全な防犯，交通安全対策の充実

●現状と課題

交通安全対策の充実を図るため、交通事故防止対策として各種団体、事業所と一体となり交通安全協会の協力を得て、街頭指導や交通安全キャンペーン等を行ない、交通安全意識の啓発に努めています。

安心で安全な交通環境を実現するために、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上が不可欠であり、交通安全施設等の整備と併せた交通安全対策を推進する必要があります。

また、住民が安心・安全な暮らしを営むためには、住民がお互いに信頼でき、犯罪のない明るい社会を築く必要があります。しかし、近年においても、子ども達に対する凶悪犯罪や青少年による事件等が増加していることから、住民相互の連帯感を高め、通学路等における子ども達の安全対策を図りながら、地域ぐるみで防犯活動を実践していく必要があります。

●施策の内容

交通事故防止を図るため、地域、PTA、職場、警察や交通安全協会等との連携を強化して交通安全思想の普及・徹底を図るとともに、子どもや高齢者向けの交通

安全教室の開催や交通安全指導の充実を図り，児童・生徒・高齢者の交通安全対策に努めるとともに，交通安全施設等の整備やバリアフリー化に努めます。

また，防犯対策については，広報活動を通じて防犯意識の高揚を図るとともに，関係機関と連携し，防犯パトロールや看板設置，声かけ運動等，地域に密着した防犯活動を展開するため，警察をはじめ，PTAや地域，防犯関係団体と連携して地域ぐるみの防犯体制の確立を図ります。

その他，自治会による防犯灯設置に対して補助金の交付を行います。

6. 住民の相互理解と融和，行政との協働によるまちづくりの推進

●施策の体系

- (1) 住民参画と協働による行政施策の推進
- (2) 行政組織の効率化と行政サービスの充実
- (3) 健全な財政運営の推進
- (4) 国土利用・土地利用対策

(1) 住民参画と協働による行政施策の推進

●現状と課題

地方分権・地域主権改革の進展により，住民に最も身近な自治体として町が果たすべき役割は，ますます大きくなっています。その一方で，住民のニーズや生活様式は多様化してきており，限られた財源のもと，地域社会を構成する住民，事業者，そして行政が相互の理解と信頼に基づき，お互いの特性を活かしながら協働していく必要があります。

こうした中で，少子高齢化による過疎化が自治組織の機能低下を招き，地区活動の円滑な運営に支障をきたすことも予想されることから，活動のしやすい自治会組織の確立のために自治会組織の統廃合による再編の検討を行う必要があります。

住民参画と協働による町づくりを進めていくために，住民自らが行う自治活動を支援し，それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

●施策の内容

① 住民の相互理解の推進

住民と行政がお互いをよく知り一体感を持てるよう情報の共有化を図り，相互の交流を推進します。

② 住民参画の推進

地域づくりへの住民の主体的な取り組みを促進するとともに，各種計画策定の検討や行政施策の取り組み過程において，委員の一般公募等により広く住民の参画を推進します。

③ 自治組織の充実と自治活動の推進

自治組織については，自治活動の基礎単位となることから，自治会未加入者の加入促進を図ります。また，過疎化，高齢化に伴う機能低下に対応し，自治会組織の統廃合による再編等も検討を行い，機能の充実や活動の支援を図ります。

(2) 行政組織の効率化と行政サービスの充実

●現状と課題

地方分権一括法の施行による権限移譲や高度な情報化が求められる国の新しい施策等により、行政に対する需要は質、量ともに高度化してきました。こうした中で、住民ニーズに的確に対応して行くためには、より効率的かつ弾力的な行政運営が求められています。

また、住民の声が通りやすく反映しやすい行政組織の体制づくりのために、機動的かつ柔軟に行政組織機構の改善を図り、職員の資質向上に努め、住民サイドに立った行政情報の提供など、行政サービスの質的向上を図る必要があります。

●施策の内容

① 行政組織の効率化

行政組織の効率化を図るため、組織の再編・整備を進め、全庁的な組織再編を検討します。

また、限られた財源や人員を効率的・効果的に活用して事務事業の見直しを図り、行政需要に応じた行政組織の確立を目指します。

② 民間活力の活用

町が直営で行うよりも民間の能力を活用したほうがサービスの向上や経費の削減が図れるものについては、行政の公的責任に留意しながら民間活力の活用を推進します。

③ 情報公開の充実

公平で透明な町政を推進するため、情報公開に積極的に取り組み、住民の町政に対する理解と信頼の醸成に努めます。

④ 広域行政の推進

一部事務組合や始良伊佐広域市町村圏、川内川上流地域、県際地域等における広域的な施設の整備や観光・イベント、地域おこし等の広域行政を推進します。

(3) 健全な財政運営の推進

●現状と課題

国の現状は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るための施策の取り組みにより、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、地方経済への効果がまだまだ実感できておらず、また、今後見込まれている消費税増税により景気の先行きが不透明な状況です。

このような現状の中、本町の歳入については、町税等の徴収強化を図っているも

この歳入の割合としては低調で、今後も大幅な増加は見込めない状況です。また、歳入の構造として、国県からの交付金等の割合が高く、その中で最も比率の高い地方交付税も合併特例法による財政支援の終了により平成 32 年度にかけて段階的に減少していくため厳しい状況が見込まれています。

また、歳出については、これまで前計画及び新町まちづくり計画等に基づく事業・施策等を実施しつつ、町債残高の縮減と基金の充実を図ってきましたが、一般行政経費等の削減にも限界があり、また、人口減少・少子高齢化が一段と進行する中、社会保障関係経費を中心に扶助費等が年々増加し、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。さらに、投資的経費についても、社会資本の整備のため、一定規模の事業実施が必要であり、事業の財源として、基金の取り崩しや、地方債借入れの増加も考えられ、財政基盤への影響が懸念されます。

これらのことから財政規模をふまえて、各種事業の見直しと調整を行い、必要な事業に取り組める財政基盤の確立が課題となっています。

●施策の内容

厳しい財政状況を踏まえ、今後の財政運営は、地方自治体の役割である住民福祉の増進を図るため、住民との共生協働によるまちづくりや地方創生に取り組み、事業効果の検証を行います。

また、真に必要な事業を計画的に実施するとともに更なる行政事務の効率化を進め、複雑多様化する行政需要に対応するためにも限られた財源を有効かつ重点的に配分し、歳入歳出のバランス及び財政規模の適正化を図りながら、無理のない健全な財政運営を推進します。

(4) 国土利用・土地利用対策

●現状と課題

近年の国民の価値観や生活様式の変化により、都市の魅力とは異なった豊かな自然とゆとりある空間や田園風景に魅力が高まっています。この自然の豊かさを保ち、回復不可能な開発を極力抑えながら、環境にやさしく自然と共生できるまちづくりをする必要があります。そのためには、農用地、住宅地区、工業開発地区、観光開発地区などの調和を図りながら有効に活用する必要があります。

●施策の内容

土地は限られた資源であるとともに生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるため、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ります。これらを推進するため、土地の有効利用と乱開発防止等の土地政策に対する理解と協力の周知を図ります。

また、一定規模以上の土地取引や大規模な開発については、各種の土地利用規制

に関する法の運用を通じて、関係法令や周辺の土地利用状況と適合するよう総合的な調整を行うとともに、鹿児島県と連携しながら適切な土地利用の実現に努めます。未利用地については、周辺の特性や条件を踏まえて有効利用を促進します。